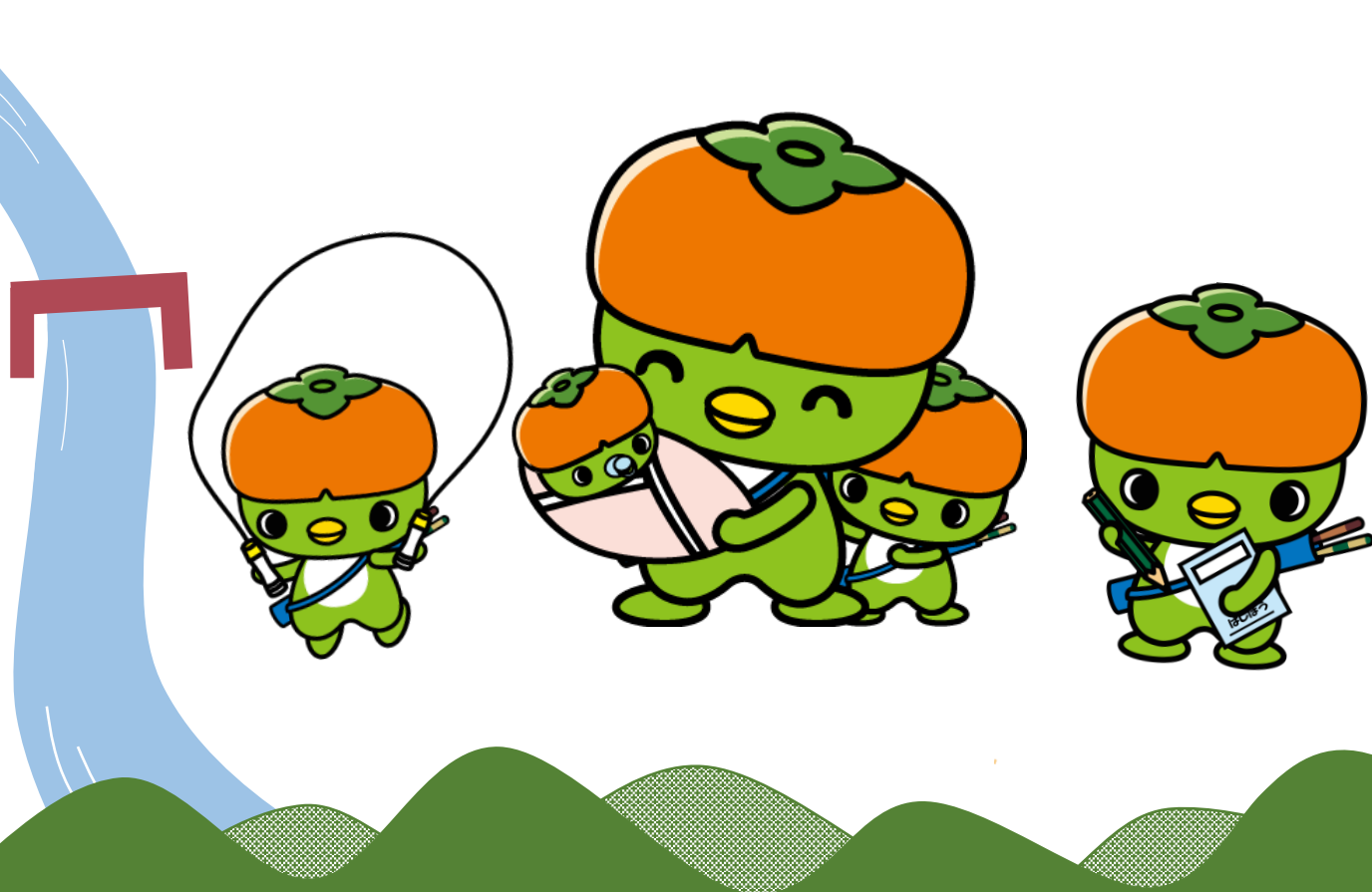




第3期橋本市 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
橋本市



はじめに

本市では、「～笑顔とあたたかさを未来へ～ 子ども・親・地域がともに育ち合うまち 橋本」を基本理念として掲げた「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるよう取組を進めてまいりました。

このたび、令和6年度で計画期間が満了となるため、多様化するニーズにあった施策を展開するための総合的な指針として、新たに「第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。



近年、少子化が一層進展するとともに、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。国では、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、子どもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和5年4月には、こども基本法の施行、及びこども家庭庁の創設がされました。同年12月にはこども大綱の閣議決定により、こども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。また、子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正が行われ、こども家庭庁を司令塔とした新体制のもとで、こども誰でも通園制度等の新事業の創設や児童手当の拡充をはじめとした、子どもの育ちを支援する施策が包括的に進められています。

本計画では、あらゆる状況におかれている子どもを、ライフステージによる切れ目なく支援していくこと、また、子育て家庭を含めて地域全体で支えていくことが、すべての子どもの健やかな成長、ひいては本市のまちづくりにつながるものと考えております。橋本っ子をみんなで育てることで、子ども、親、地域が「ともに育つ」まちを目指して計画の推進を図ってまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました橋本市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、「第3期 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」、子育て支援関連団体を対象としたアンケート調査等を通じて、貴重な御意見を頂きました市民の皆様及び関係者の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和7年3月

橋本市長 平木 哲朗

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の対象.....	3
第2章 子育てを取り巻く現状.....	4
1. 橋本市の子育てを取り巻く環境.....	4
2. アンケート調査結果からみた現状.....	6
3. 子育て支援施策の実施状況.....	14
4. 現状と課題のまとめ.....	21
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1. 基本理念.....	25
2. 基本的な視点.....	26
3. 施策体系.....	28
第4章 施策の展開.....	29
基本目標1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援.....	29
基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり.....	45
基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	50
基本目標4 すべての子どもの権利を守る、きめ細やかな取組の推進.....	54
第5章 子ども・子育て支援の事業の展開.....	64
1. 教育・保育提供区域の設定.....	64
2. 量の見込みと確保の内容の設定.....	64
3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等.....	65
4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策.....	66
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策.....	69
6. 教育・保育の提供及び推進体制の確保について.....	82
第6章 計画の推進に向けて.....	83
1. 計画の推進体制.....	83
2. 計画の進行管理.....	83
資料編.....	84

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国では、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境が変化を続けています。少子化の進行は深刻なものとなっており、子育て世代の負担感や不安感、孤立感も高まるなか、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

こうした状況を受け、国においては令和 5 年 4 月にこども家庭庁が発足、同年 12 月に「こども大綱」の閣議決定がなされました。「こども大綱」は、「こども基本法」に基づいた、こども政策を総合的に推進するための基本指針です。「こどもまんなか社会」という目標を掲げており、子どもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据えることが目指されています。

地方自治体においては、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが求められています。また、貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備も重要であり、これらの支援や整備について、様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくこととされています。

本市では、平成 27 年 3 月に「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが輝くまち」の実現を目指し、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

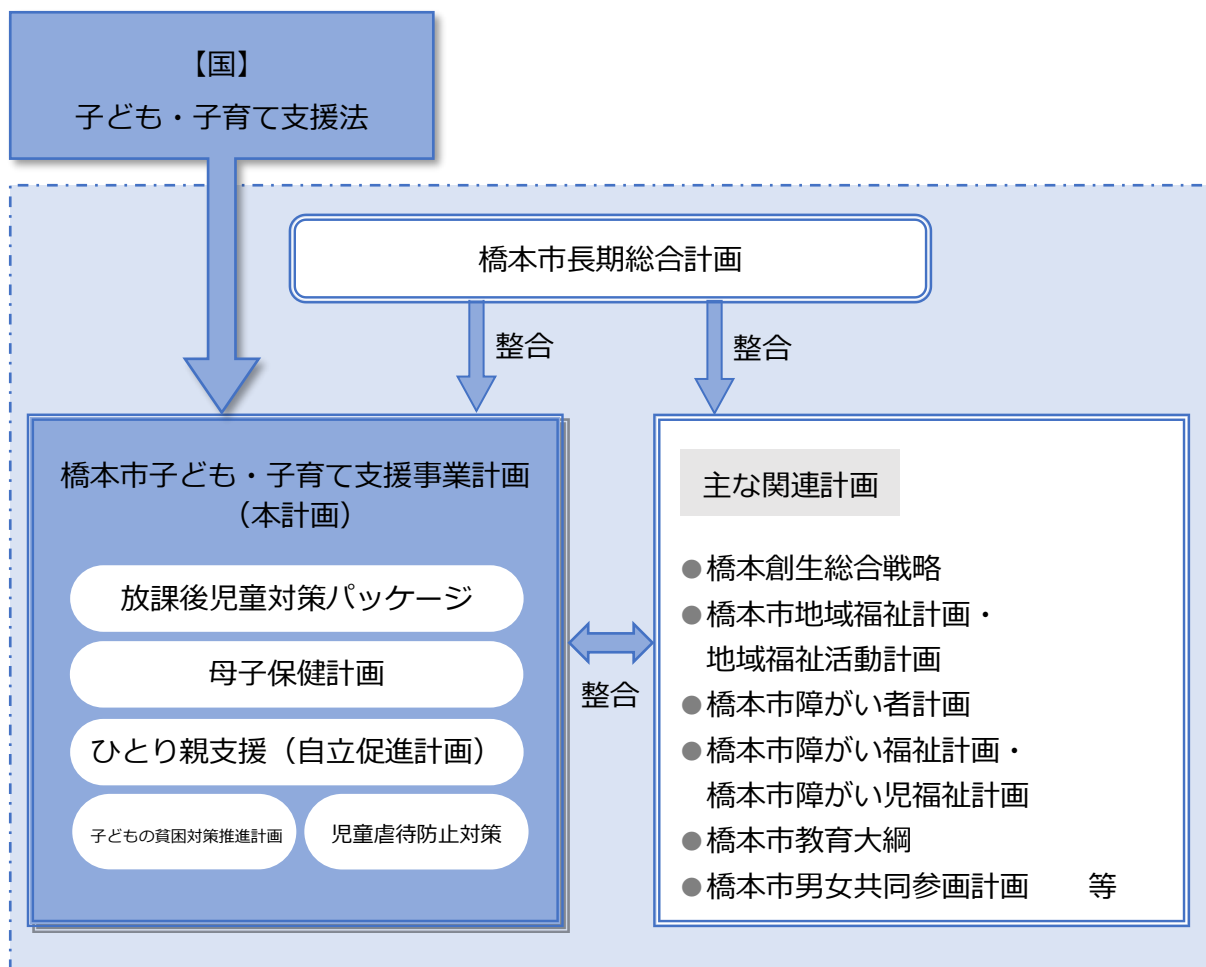
このたび、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期橋本市子ども・子育て支援事業計画」が令和 6 年度で計画期間の満了を迎えることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するために、「第 3 期橋本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 法令の根拠と他の計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「橋本市長期総合計画」をはじめ、「橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他の関連計画との整合性を図るとともに、「放課後児童対策パッケージ」や「母子保健計画」「ひとり親支援（自立促進計画）」「子どもの貧困対策推進計画」及び「児童虐待防止対策」を包含するものとします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。本計画の最終年度である令和11年度には、本計画の達成状況の確認と見直しを行います。

年度	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031
	第2期		第3期 橋本市子ども・子育て支援事業計画						
						評価・見直し		次期計画	

4. 計画の対象

本計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人・団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

本計画では児童福祉法に基づき18歳未満を「子ども」あるいは「児童」としています。また、学校教育に関連する分野では、小学校就学前や小学生を「児童」、中学生を「生徒」とする表記も併用しています。



第2章 子育てを取り巻く現状

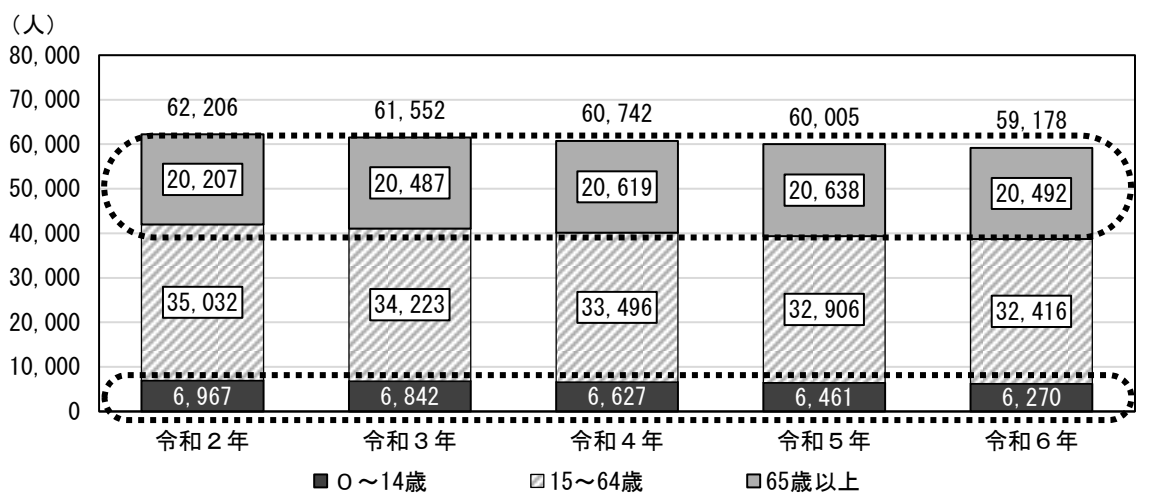
1. 橋本市の子育てを取り巻く環境

(1) 人口構造

本市の人口は、平成12年以降減少傾向が続いており、令和6年には59,178人となっています。

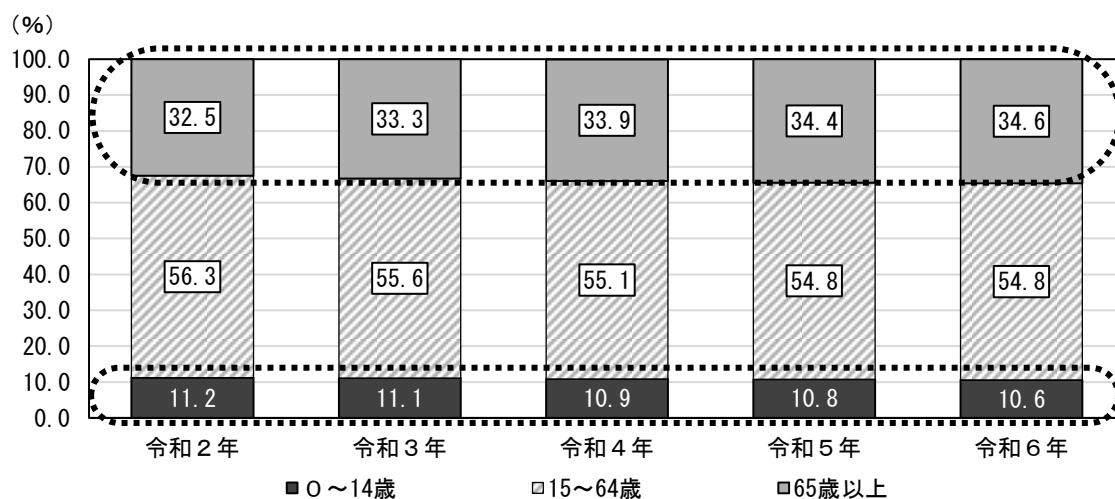
本市の年齢3区分人口割合は、0～14歳人口・15～64歳人口が減少しており、65歳以上人口は増加傾向で推移してきましたが、令和5年から6年にかけては微減しています。しかし、割合は増加しており、依然として少子高齢化が進んでいます。

【人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

【年齢3区分人口割合の推移】

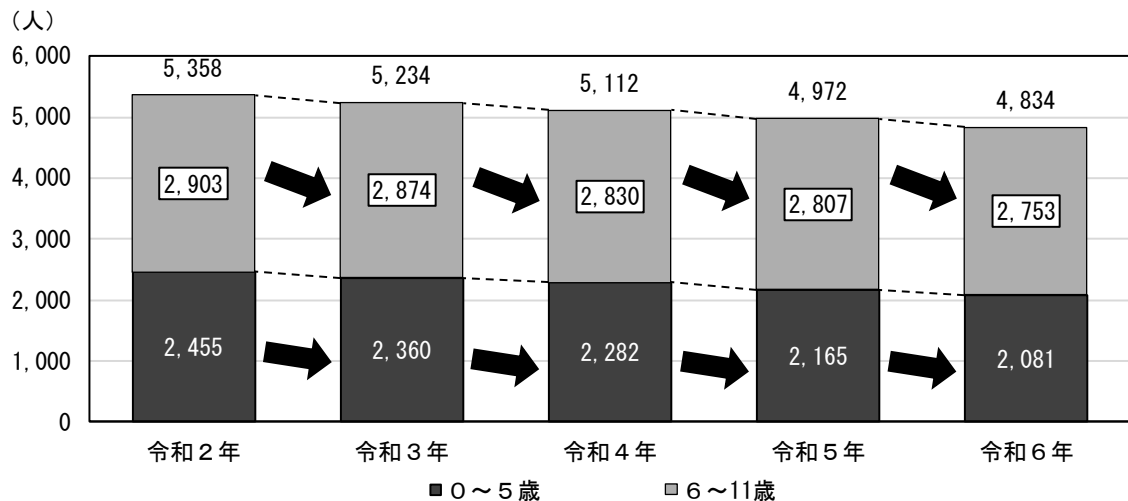


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 児童人口の推移

本市における0～11歳人口は減少傾向で推移しており、令和6年には4,834人となっています。0～5歳、6～11歳の区分においても、ともに減少傾向が続いています。

【0～11歳人口の推移】



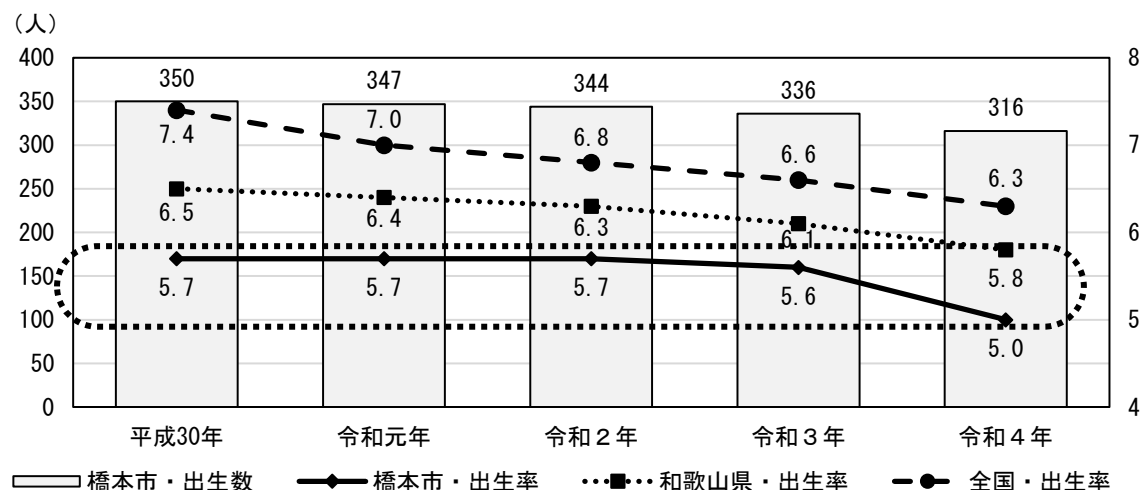
資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

(3) 出生の状況

本市の出生数は減少を続けており、令和4年には316人となっています。

また、出生率では、全国や県に比べて低い値で推移しており、令和4年には5.0%となっています。

【出生数・出生率の推移】



資料：和歌山県人口動態統計

2. アンケート調査結果からみた現状

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に、教育・保育サービスに関する状況や希望、子育て支援サービスの利用状況や希望等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

調査概要

- 調査地域：橋本市全域
- 調査対象者：橋本市内在住の「就学前児童」の世帯・保護者（就学前児童用調査）1,637人
橋本市内在住の「小学生児童」の世帯・保護者（小学生児童用調査）1,474人
- 調査期間：令和5年12月26日（火）～令和6年2月9日（金）
- 調査方法：住民基本台帳をもとに対象児童のいる全世帯を対象に実施

回収結果

アンケート種別	配付数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)	有効回収数 (件)	有効回収率 (%)
就学前児童用調査	1,637	994	60.7	993	60.7
小学生児童用調査	1,474	1,011	68.6	1,011	68.6

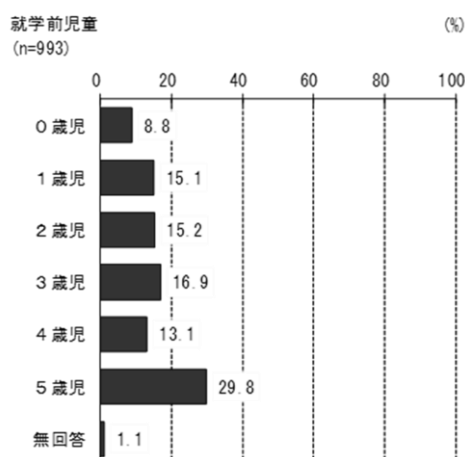
- * 令和元年度に「第2期橋本市子ども・子育て支援事業計画」を策定した際に実施したアンケート調査を「前回調査」として記載し、比較している項目があります。「n」は「number」の略で、比率算出の母数です。
- * 単数回答の場合、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。
- * 複数回答の場合、図中に MA (Multiple Answer) と記載しています。選択肢ごとの有効回答数に対する割合を表記しているため、選択肢の合計が100.0%を超える場合があります。
- * 図表中の「不明・無回答」とは、回答が示されていない、または、回答の判別が困難なものです。

(2) 結果の概要

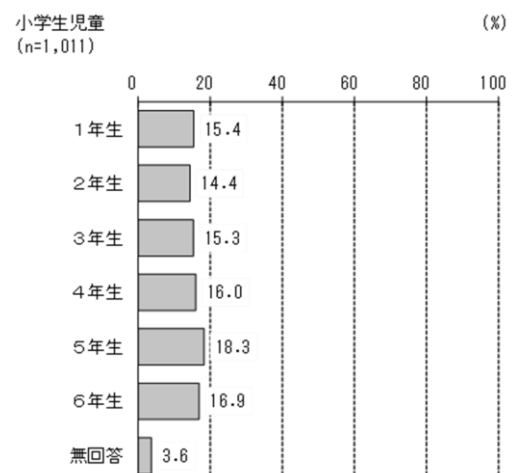
① 子どもの年齢・学年

アンケート調査の有効回収票から、子どもの年齢・学年の内訳を表しました。アンケート結果を把握する際の規定数として参照します。

【就学前児童の年齢】



【小学生児童の学年】



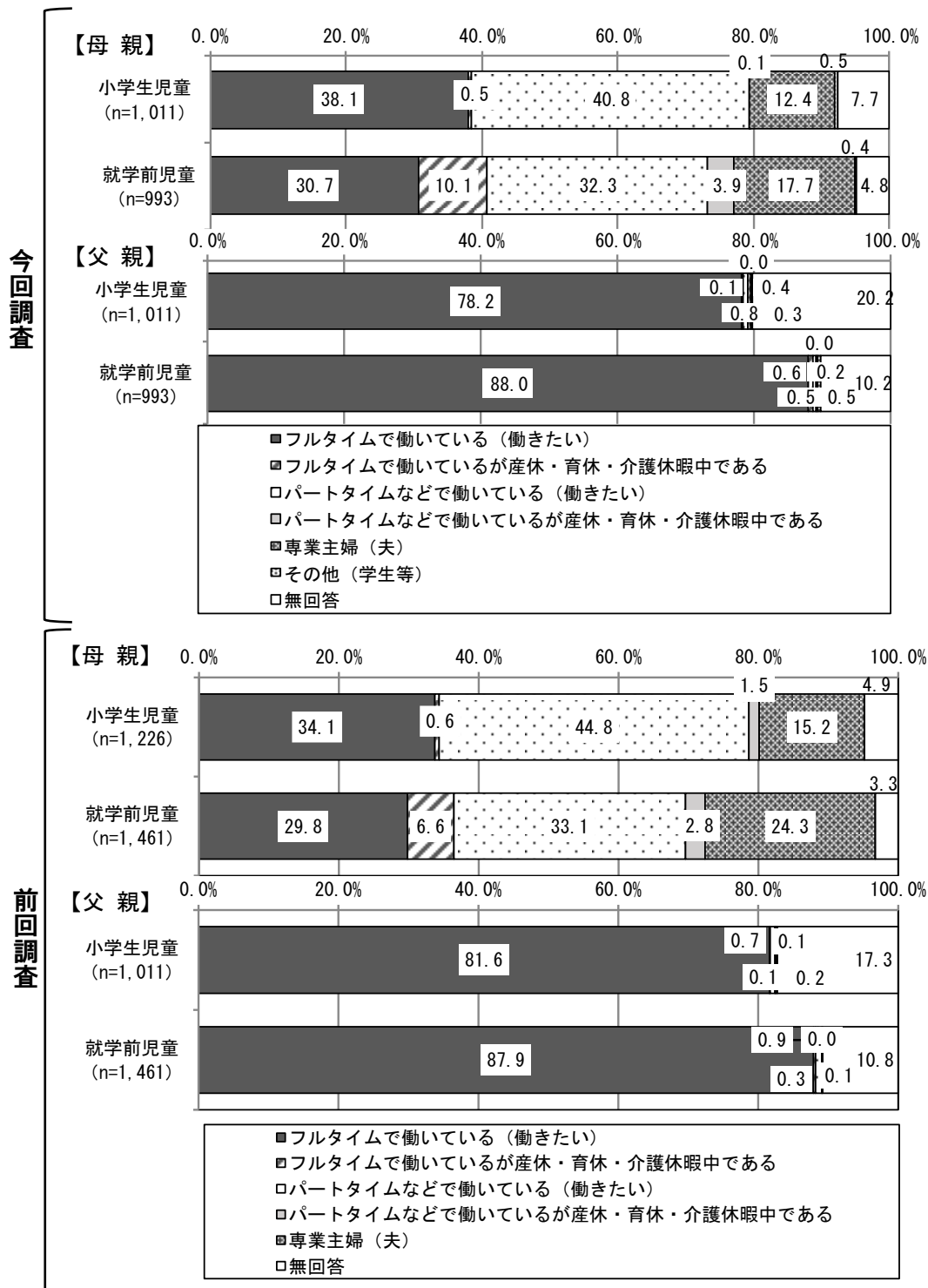
② 母親と父親の就労状況

* ここでいう「年齢」は、令和5年12月1日時点の年齢です。

保護者の就労状況は、フルタイム就労者（休業中は含まない）が就学前児童の父親では約9割、小学生児童では約8割となっています。

母親では、前回調査と比べてパートタイム就労者が減少し、フルタイム就労者（休業中は含まない）が増加しています。また、就学前児童と小学生児童ともに、前回調査の時よりも専業主婦の割合が減少しており、働く母親が増加しています。

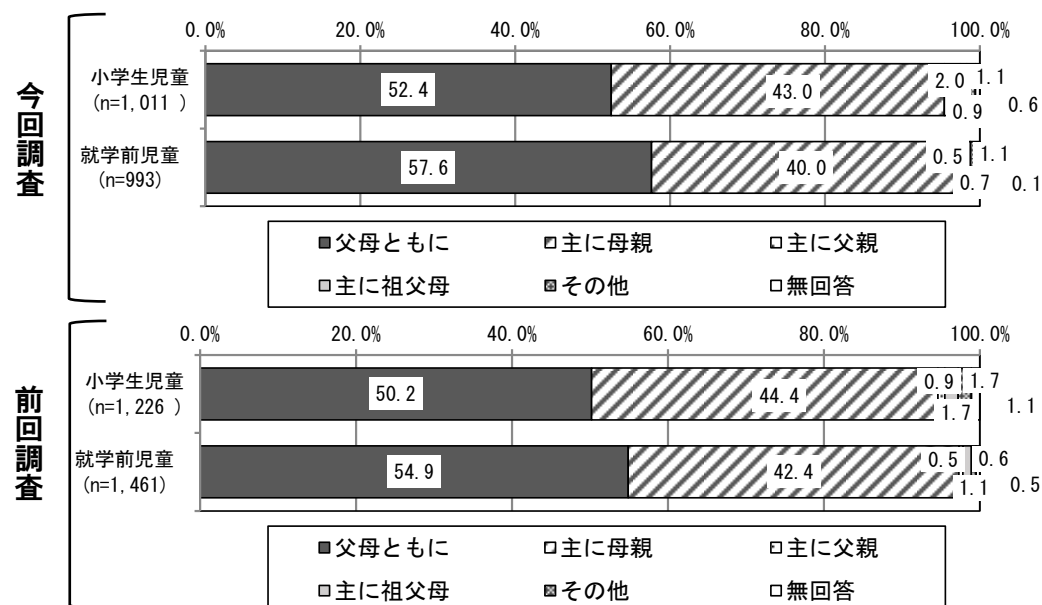
【就労状況】



③ 子育て（教育）を主に行っている方

子育て（教育）を主に行っている方について、就学前児童・小学生児童ともに、「父母ともに」と答える人が前回調査の時よりも2～3ポイント増加しています。

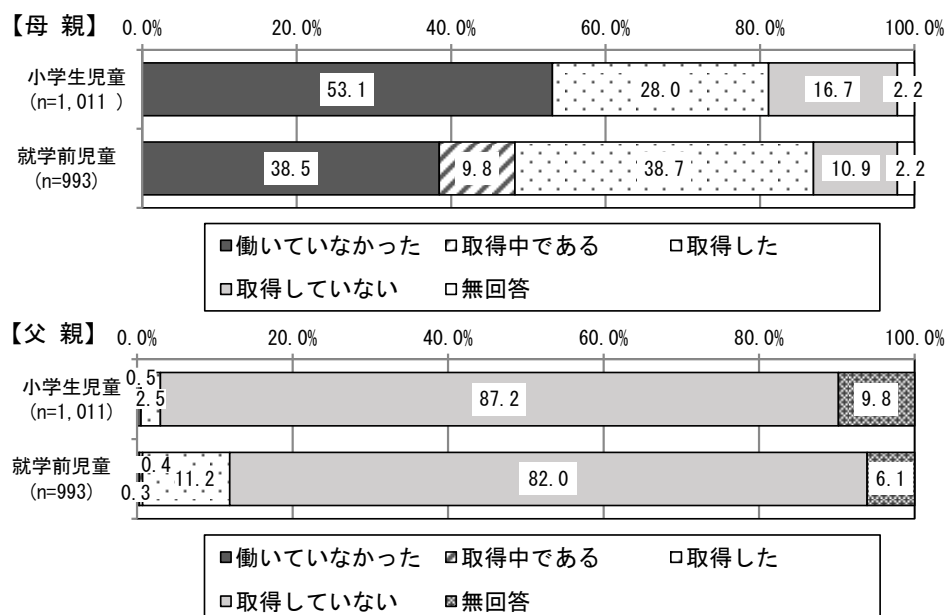
【子育て（教育）を主に行っている方】



④ 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について、取得中・取得したと回答した割合が母親では就学前児童で48.5%、小学生児童で28.0%、父親では就学前児童で11.2%、小学生児童で2.5%となっています。

【育児休業の取得状況】

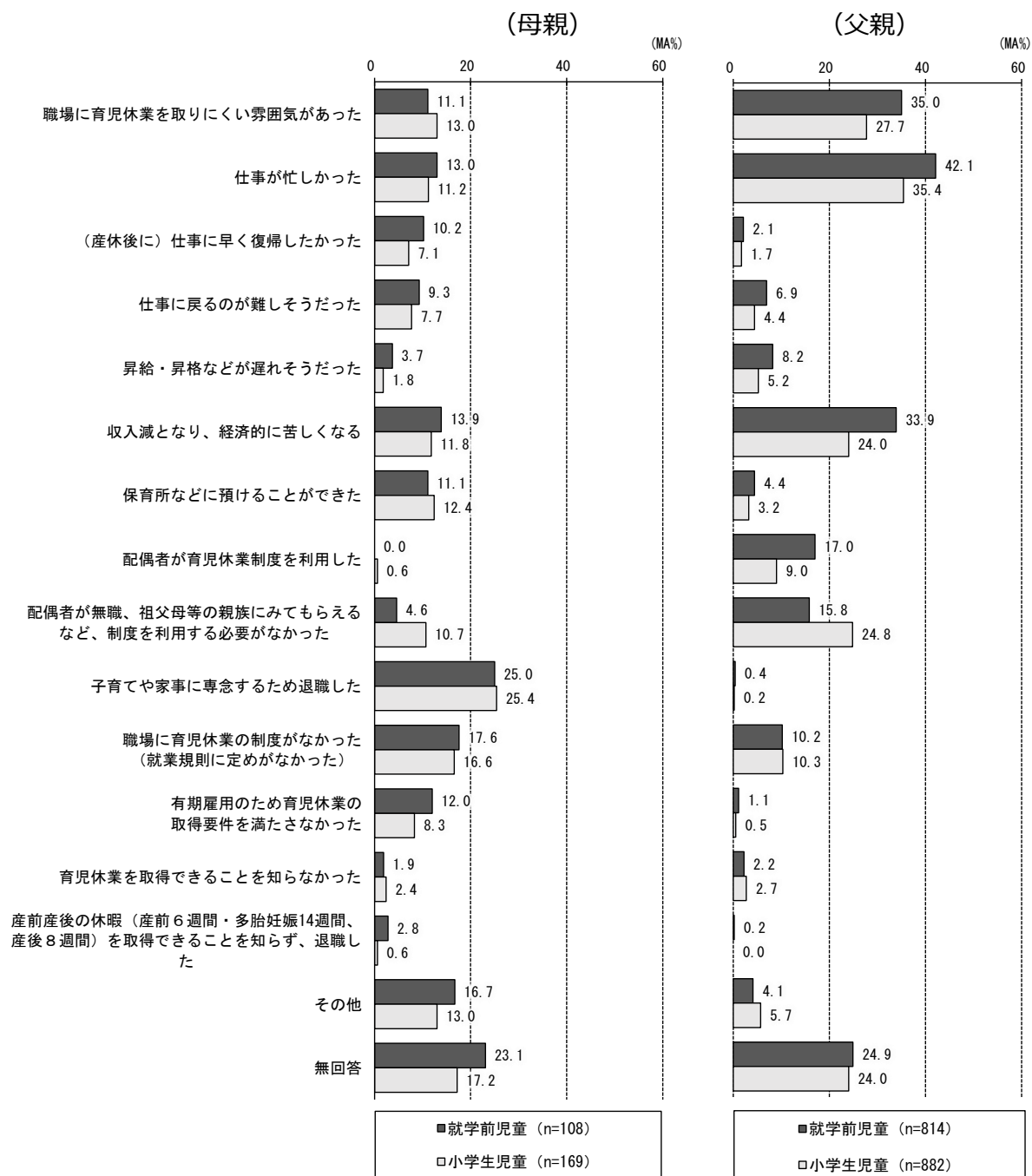


※小学生児童用調査では「取得中である」の項目はありません。

⑤ 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由について、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が就学前児童で 25.0%、小学生児童で 25.4%、父親では、「仕事が忙しかった」が就学前児童で 42.1%、小学生児童が 35.4%で最も高い結果となっています。

【育児休業を取得していない理由】

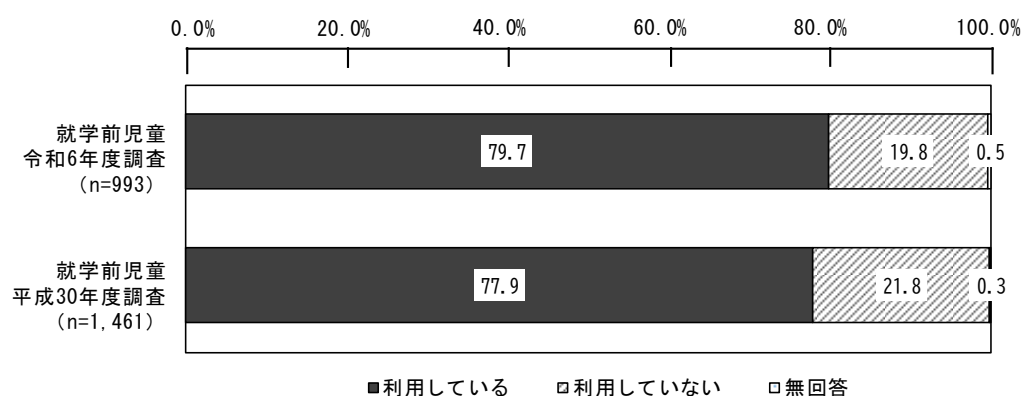


⑥ 教育・保育事業利用の実態と意向

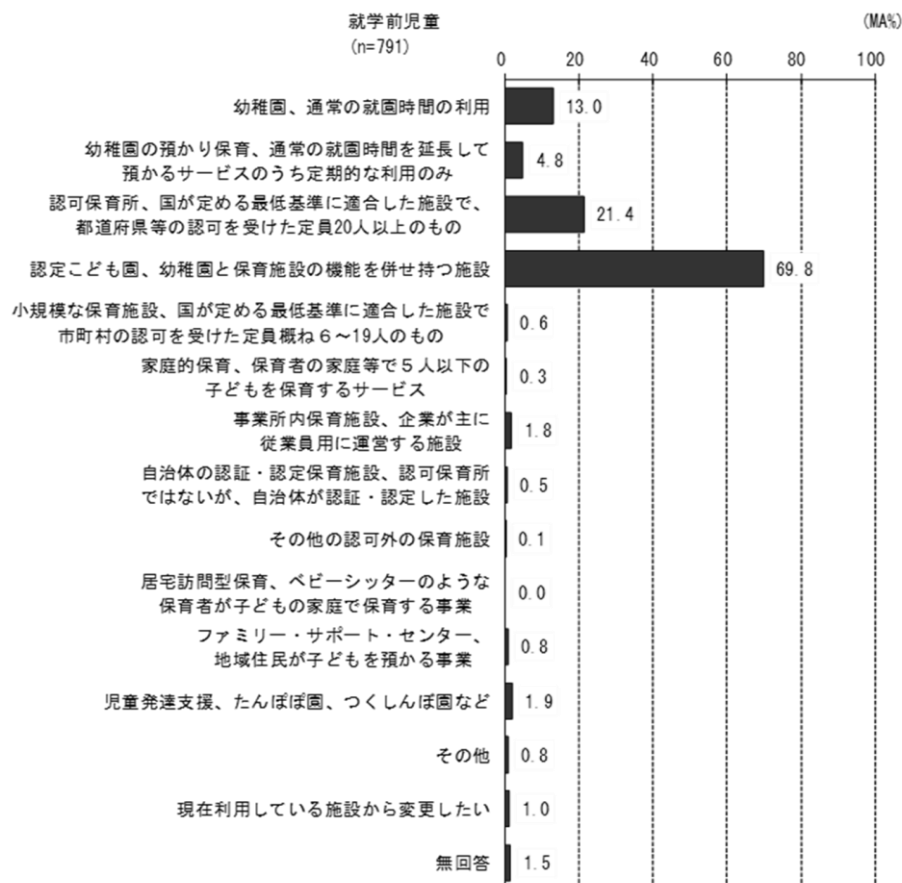
平日の定期的な教育・保育事業の利用について、就学前児童の保護者にたずねたところ、「利用している」と回答した人が8割近くになっており、前回調査から大きな変化はありませんでした。

また、定期的に利用している教育・保育事業については、「認定こども園、幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設」が69.8%と最も高く、次いで「認可保育所、国が定める最低基準に適合した施設で、都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの」が21.4%となっています。

【教育・保育事業の利用状況（就学前児童）】



【定期的に利用している教育・保育事業（就学前児童）】

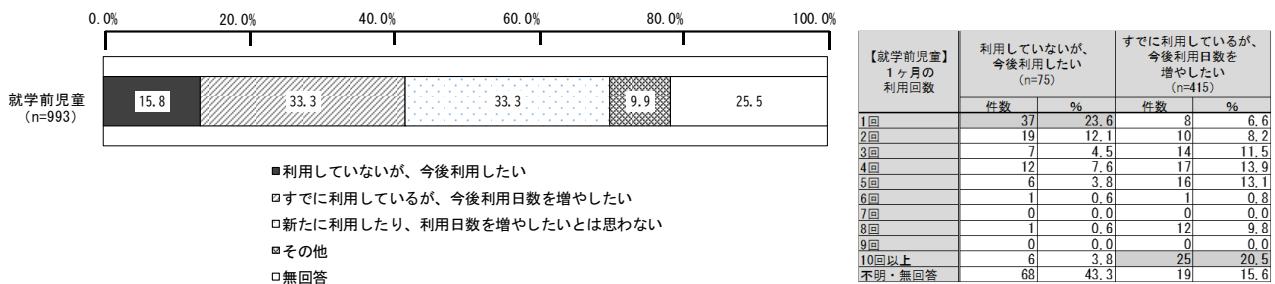


⑦ 地域子育て支援拠点事業の利用意向

地域子育て支援拠点事業についての利用希望では、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 33.3%で最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が 15.8%となっています。

また、1 か月あたりの利用希望回数については、「利用していないが、今後利用したい」では「1 回」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」では「10 回以上」が高くなっています。

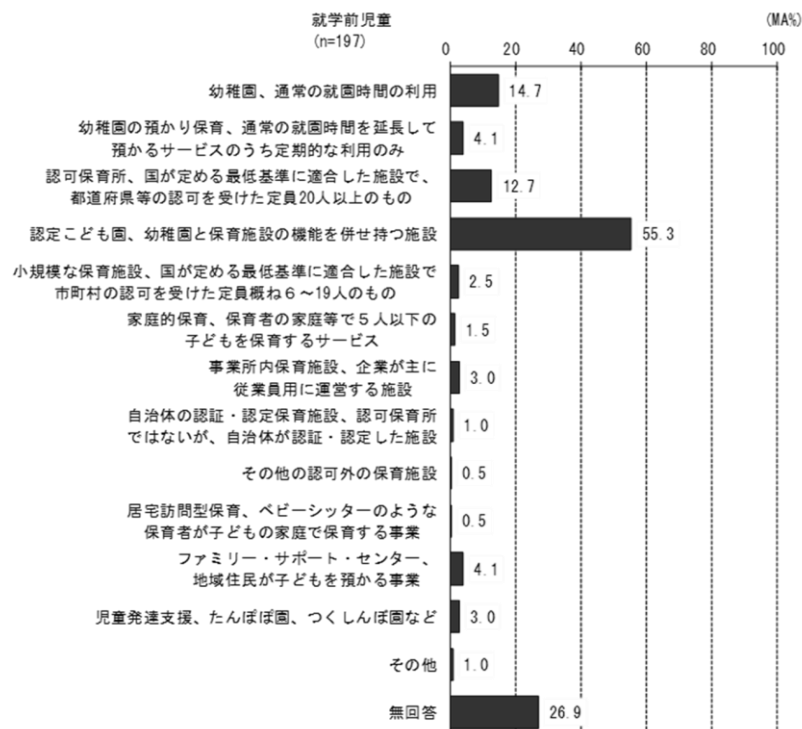
【地域子育て支援拠点事業の利用意向・利用希望日数】



⑧ 利用したい事業について（就学前児童）

今後、定期的に利用したい教育・保育事業については、「認定こども園、幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設」が 55.3%と最も高く、次いで「幼稚園、通常の就園時間の利用」が 14.7%となっています。

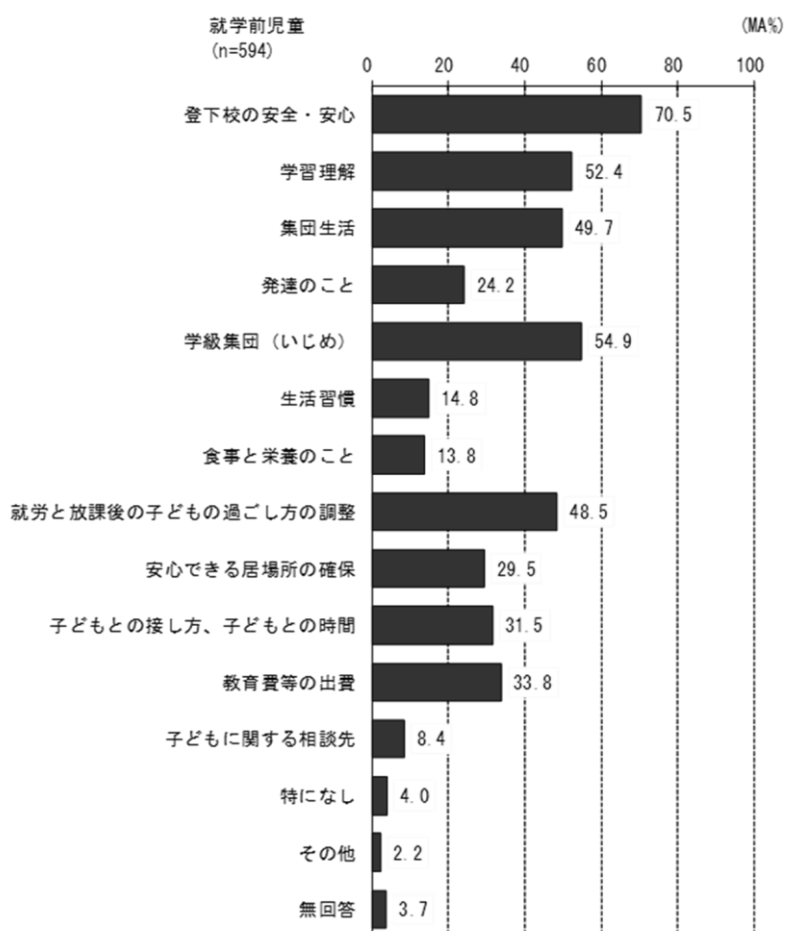
【定期的に利用したい教育・保育事業 就学前児童】



⑨ 就学(小学校入学)について、不安に思うこと（就学前児童）

就学について不安に思うことでは、「登下校の安全・安心」が70.5%で最も高く、次いで「学級集団（いじめ）」が54.9%、「学習理解」が52.4%となっています。

【就学（小学校入学）について、不安に思うこと】



⑩ 等価可処分所得に基づく困窮度の分類について

世帯の生活水準の目安となる「困窮度」の考え方をもとに調査結果を整理すると、相対的貧困にある世帯が就学前児童では 9.0%、小学生児童では 13.8%となっています。

【等価可処分所得に基づく困窮度の分類】

	困窮度分類	就学前児童 中央値：247 万円		小学生児童 中央値：275 万円	
		人数	%	人数	%
	中央値以上	421	50.3	421	50.5
相対的貧困には該当 しないが、様々な生 きづらさを抱える層	困窮度Ⅲ	294	35.1	266	31.9
	困窮度Ⅱ	47	5.6	32	3.8
相対的貧困の層	困窮度Ⅰ (子どもの貧困率)	75	9.0	115	13.8
	合計	837	100.0	834	100.0

※困窮度について

- ・ 困窮度Ⅰ・・・等価可処分所得の中央値の 50%未満に該当する世帯
- ・ 困窮度Ⅱ・・・等価可処分所得の中央値の 50%以上、60%未満に該当する世帯
- ・ 困窮度Ⅲ・・・等価可処分所得の中央値の 60%以上に該当する世帯

※参考値：令和 3 年の国民生活基礎調査における子どもの貧困率は 11.5%（全国値）

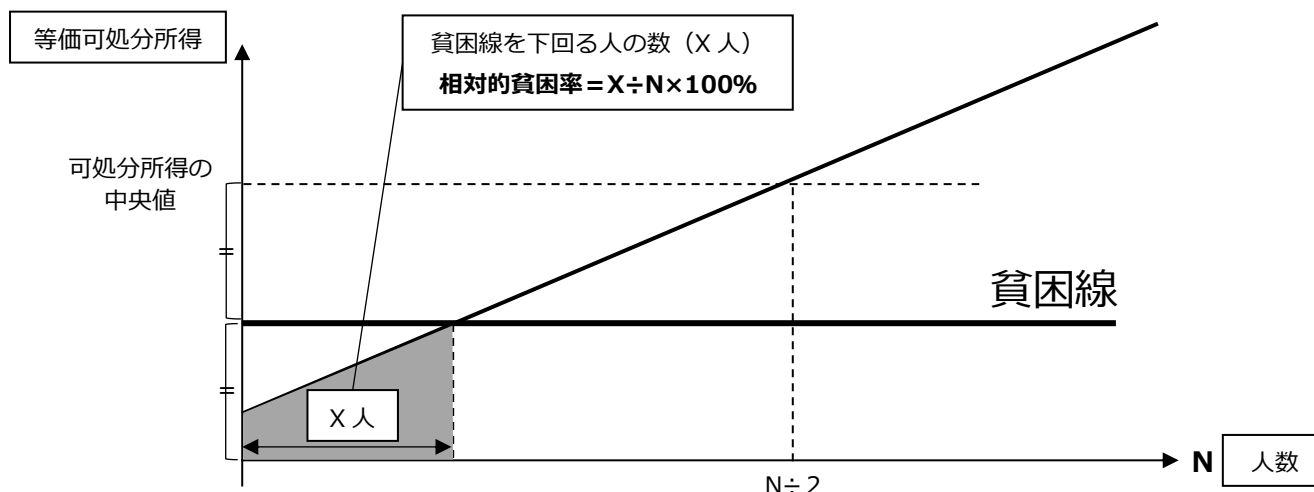
令和 5 年の和歌山県子供の生活実態調査における子どもの貧困率は 10.7%（県の値）

※国民生活基礎調査と県の実態調査、及び市のニーズ調査は、対象者や調査方法が異なるため、子どもの貧困率の単純比較はできません。

■ 参考

下のグラフは、等価可処分所得と人数の関係を示しています。

可処分所得の中央値の 50%を「貧困線」といい、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない人・世帯を「相対的貧困」といいます。



3. 子育て支援施策の実施状況

下記に前回計画の保育サービスや子育て支援事業の実施状況、目標事業量の進捗状況等を記載します。

(1) 1号認定・2号認定・3号認定

(単位：人)		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
① 実績 (見込量)		355 (340)	960 (960)	566 (539)	322 (311)	935 (927)	577 (525)	299 (287)	927 (904)	567 (526)
② 確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	479	879	503	469	857	486	469	857	486
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差 (②－①)		124	▲81	▲63	147	▲78	▲91	170	▲70	▲81

(単位：人)		令和5年度			令和6年度 (7月末現在)		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
① 実績 (見込量)		262 (261)	887 (872)	578 (510)	205 (244)	882 (867)	544 (495)
② 確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	409	862	491	409	862	491
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
差 (②－①)		147	▲25	▲87	204	▲20	▲53

1号認定は見込量を下回っていますが、2号認定、3号認定は、見込み量を上回る結果となりました。

【施設等開園・閉園状況（令和２～７年度）】

実施年度	施設名等 ※〈 〉には運営法人を記載
令和２年度	公立岸上保育園・山田保育園 山田さつきこども園整備計画に伴う閉園
令和３年度	民設民営（公私連携）山田さつきこども園＜社会福祉法人寿翔永会＞開園 公立児童発達支援事業所たんぽぽ園（新築移転）開園
令和４年度	公立柱本幼稚園 紀見こども園整備計画に伴う閉園
令和６年度	公立紀見保育園・紀見幼稚園・境原幼稚園 紀見こども園整備計画に伴う閉園
令和７年度	公設公営 紀見こども園開園予定

（２）時間外保育事業

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （７月末現在）
① 実績 （見込量）	379 (459)	377 (443)	375 (432)	449 (415)	306 (405)
②確保の内容	1,242	1,242	1,350	1,350	1,350
差（②－①）	863	865	975	901	1,044

時間外保育事業については、おおむね見込み量を下回って推移しています。

（３）放課後児童健全育成事業（学童保育）

（単位）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （７月末現在）
児童数（人）	2,834	2,791	2,741	2,721	2,679
利用人数（人）	795	865	898	910	927
利用率（％）	28.0	31.0	32.8	33.4	34.6

学童保育については、児童数が減少している一方で、利用人数は増加し続けています。

放課後児童健全育成事業（学童保育・小学校区別）

橋本小学校区

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （７月末現在）
①実績（見込量）	69(84)	77(92)	86(95)	79(90)	78(88)
②確保の内容	120	120	120	120	120
差（②－①）	51	43	34	41	42

紀見小学校区

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （７月末現在）
①実績（見込量）	100(106)	106(104)	97(99)	104(94)	102(91)
②確保の内容	120	120	120	120	120
差（②－①）	20	14	23	16	18

境原小学校区

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （７月末現在）
①実績（見込量）	36(43)	45(50)	53(52)	52(60)	46(65)
②確保の内容	40	80	80	80	80
差（②－①）	4	35	27	28	34

柱本小学校区

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （７月末現在）
①実績（見込量）	29(32)	29(33)	35(37)	36(36)	32(32)
②確保の内容	40	40	40	40	40
差（②－①）	11	11	5	4	8

西部小学校区

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （７月末現在）
①実績（見込量）	24(46)	25(53)	34(53)	35(55)	35(54)
②確保の内容	40	80	80	80	80
差（②－①）	16	55	46	45	45

学文路小学校区・清水小学校区

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （７月末現在）
①実績（見込量）	36(40)	35(37)	29(31)	26(31)	28(30)
②確保の内容	40	40	40	40	40
差（②－①）	4	5	11	14	12

隅田小学校区・恋野小学校区

(単位：人)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (７月末現在)
①実績(見込量)	122(127)	96(134)	129(124)	113(125)	114(125)
②確保の内容	160	160	160	160	160
差(②－①)	38	64	31	47	46

あやの台小学校区

(単位：人)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (７月末現在)
①実績(見込量)	110(115)	120(118)	120(119)	128(120)	162(121)
②確保の内容	120	120	120	120	160
差(②－①)	10	0	0	▲8	▲2

城山小学校区

(単位：人)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (７月末現在)
①実績(見込量)	82(93)	93(93)	107(97)	116(97)	111(85)
②確保の内容	120	120	120	120	120
差(②－①)	38	27	13	4	9

三石小学校区

(単位：人)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (７月末現在)
①実績(見込量)	74(93)	77(94)	82(94)	91(89)	81(83)
②確保の内容	120	120	120	120	120
差(②－①)	46	43	38	29	39

高野口小学校区

(単位：人)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (７月末現在)
①実績(見込量)	55(74)	60(82)	71(91)	66(95)	77(95)
②確保の内容	80	80	120	120	120
差(②－①)	25	20	49	54	43

応其小学校区

(単位：人)	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (７月末現在)
①実績(見込量)	58(75)	61(78)	53(85)	63(90)	72(90)
②確保の内容	80	80	80	120	120
差(②－①)	22	19	27	57	48

(4) 放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）

（単位）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （7 月末現在）
学校数（校）	14	14	14	14	14
実施校数（校）	13	14	14	14	14
開設割合（％）	92.9	100.0	100.0	100.0	100.0

ふれあいルームについては、市内の各小学校で実施しています。令和 2 年度は改修工事のため、西部小学校では実施していませんが、令和 3 年度以降は市内 14 校で継続して実施しています。

(5) 子育て短期支援事業

（単位：泊数）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （7 月末現在）
①実績（見込量）	22(30)	57(30)	16(30)	188(30)	25(30)
②確保の内容	300	300	300	300	300
差（②－①）	278	243	284	112	275

子育て短期支援事業については、見込み量を下回って推移しています。

(6) 地域子育て支援拠点事業

（単位：人回/月）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （7 月末現在）
① 実績 （見込量）	733 (1,122)	698 (1,099)	766 (1,092)	813 (1,059)	241 (1,027)
②確保の内容	1,420	1,420	1,420	1,520	1,520
差（②－①）	687	722	654	707	1,279

地域子育て支援拠点事業については、見込み量を下回って推移しています。

(7) 一時預かり事業

幼稚園の一時預かり・2号認定による定期的利用

（単位：人日）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 （7 月末現在）
① 実績 （見込量）	8,733 (13,328)	9,655 (12,321)	8,889 (11,365)	9,843 (10,337)	2,116 (9,452)
②確保の内容	28,942	29,812	29,812	29,812	28,188
差（②－①）	20,209	20,157	20,923	19,969	26,072

幼稚園の一時預かりについては、見込み量を大きく下回って推移しています。

その他の一時預かり（一時保育・トワイライト）

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
① 実績 （見込量）	305 (293+12) $\left(\begin{array}{c} 1,044 \\ (740+304) \end{array} \right)$	521 (511+10) $\left(\begin{array}{c} 1,044 \\ (740+304) \end{array} \right)$	650 (641+9) $\left(\begin{array}{c} 1,044 \\ (740+304) \end{array} \right)$	825 (822+3) $\left(\begin{array}{c} 1,044 \\ (740+304) \end{array} \right)$	315 (315+0) $\left(\begin{array}{c} 1,044 \\ (740+304) \end{array} \right)$
②確保の内容	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040
差（②－①）	1,735	1,519	1,390	1,215	1,725

その他の一時預かりについては、見込み量を下回って推移しています。

（８）病後児保育事業

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
① 実績 （見込量）	0(116)	10(116)	5(116)	26(116)	7(116)
②確保の内容	580	580	580	580	580
差（②－①）	580	570	575	554	573

病後児保育事業については、いずれの年においても利用はわずかでした。

（９）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

（単位：人日）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
① 実績 （見込量）	764 (1,350)	905 (1,350)	962 (1,036)	1,031 (1,036)	321 (1,036)
②確保の内容	1,350	1,350	1,036	1,036	1,036
差（②－①）	586	445	74	5	715

子育て援助活動支援事業については、見込み量を下回って推移しています。

（10）利用者支援事業

（単位：箇所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （7月末現在）
①実績（見込量）	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
②確保の内容	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

利用者支援事業については、子育て応援課（こども家庭センター「ハートブリッジ」）1か所で実施しています。

※子育て世代包括支援センター（ハートブリッジ）は、令和7年4月1日より子育て応援課（こども家庭センター「ハートブリッジ」）に名称変更します。

(11) 妊婦健診

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
① 実績 (見込量)	367 (357)	368 (346)	322 (337)	290 (326)	97 (314)
②確保の内容	441	441	441	441	441
差(②-①)	74	73	119	151	344

妊婦健診については、見込み量を下回って推移しています。

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
① 実績 (見込量)	208 (357)	227 (346)	166 (337)	144 (326)	37 (314)
②確保の内容	357	346	337	326	314
差(②-①)	149	119	171	182	277

乳児家庭全戸訪問事業については、見込み量を下回って推移しています。

(13) 養育支援訪問事業

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (7月末現在)
① 実績 (見込量)	10 (500)	12 (500)	0 (320)	17 (320)	0 (320)
②確保の内容	500	500	500	320	320
差(②-①)	490	488	500	303	320

養育支援訪問事業については、見込み量を下回って推移しています。

4. 現状と課題のまとめ

統計データや各種調査、第2期計画の検証結果を取りまとめ、第3期計画期間中に取り組むべき課題と今後の方向性を整理しました。

課題1 子どもの育ちを支える良質な教育・保育の推進

- 保育ニーズが継続して高く、新制度（こども誰でも通園制度）の開始も見込まれるなかで、保育士の人材確保が課題となっています。同時に、保育の質の維持や向上についても引き続き取り組む必要があります。
- 教育・保育の質の維持や向上には、地域や家庭との連携が不可欠です。情報共有や交流の機会の提供など、子育てに対して地域全体が関心を持てるような環境を整備し、地域全体で子どもを育てる社会づくりが求められます。

★関連データ一覧

ニーズ調査

- 共働き世帯の割合は上昇傾向にあり、保育ニーズの高まりが予想される。
- 現在利用している教育・保育事業及び今後の利用したい教育・保育事業の両方において「認定こども園、幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設」が半数を上回っている。

団体調査

- 保育士不足に困っている。保育士を確保できれば、今以上の手厚い保育を行うことができる。
- 官公庁、教育機関等で子育て支援活動は十分なされているが、各々独自に実施することが多く、あまり連携できていない。
- 教育講演会などのイベントへの保護者の参加が少なく、教育支援に理解を得られていないと感じる。



課題2 子どもの健やかな成長を守る環境の整備

- 登下校時や放課後の時間の子どもの安全を確保するため、安全意識の向上と体制の整備が求められます。
- 各家庭の抱える問題やニーズが複雑化していくなかで、保護者側の悩みや課題の解消ができる支援体制の構築が必要です。
- 保護者間の交流を促進することで、子育ての負担を軽減する事業等に関する情報交換の実施や、精神的な負担感の軽減が期待されます。

★関連データ一覧

ニーズ調査

- 就学に対する不安として「登下校の安全・安心」が第2期調査に引き続き最も高く、7割を超えている。
- 子育てについて困ったときに相談できる人の有無について、就学前児童、小学生児童の保護者ともに約1割の人が「いない」としている。

団体調査

- 学童保育や児童館に行きづらいといった声がある。利用のハードルの低い施設や場の整備が必要。
- 小学校、中学校が少なく、遠いため、無料のスクールバス等を支援してほしい。
- 登下校の見守り活動が行われているが、ボランティアが高齢化し後継者が育っていない。
- 親の健康支援策、メンタルを含めた健康相談ができる環境づくりが必要。



課題3 仕事と子育ての両立支援

○子育ての負担感の偏りや、仕事とのバランスが取れていないなど、子育てに困難を感じる保護者の環境改善が求められます。

○男性も含めた育児休暇の取得促進や、短時間勤務制度の利用や急な休みの取得を気兼ねなく行えるような環境づくりが重要です。

★関連データ一覧

ニーズ調査

- 保護者の就労状況では、父親のフルタイム就労者が約8割となっている一方で、母親のフルタイム就労者は約3割となっている。
- 子育ての主体者について、「父母ともに」が約5割である一方で、「主に母親」が約4割となっている。
- 育児休業の取得状況について、取得率の向上はみられるものの、父親では約8割が取得をしていない。
- 希望より早く育児休業から復帰する人が、父母ともに最も多くなっている。

団体調査

- 共働き家庭が増えるなか、育児を分担制にしている家庭もみられる一方で、多くの家庭では母親が中心となっている。父親の育児休業の取得は以前よりは増えていると感じる。
- 子の看護のために急な休暇取得を行うと、一時的な人手不足に陥る可能性がある。やむを得ない人員不足における同僚社員やお客さまの理解浸透が必要。
- 育児者を支えるまわりの労働者の負担が増えないようにすることが大きな課題と捉えている。



課題4 子どもの権利擁護の推進

- 経済的困難によって起こり得る様々な問題への対応に、引き続き取り組んでいく必要があります。
- 課題を短期的・局所的に解決するのではなく、子どもから若者まで、切れ目なく支援が行える体制整備が必要です。
- 周囲からみえにくい家庭内での虐待について、地域全体で問題意識を持ち、子どもの権利を擁護する意識、取組や関係機関でのネットワークが求められています。

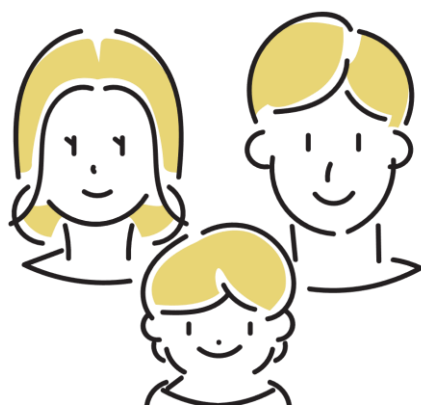
★関連データ一覧

ニーズ調査

- 就学前児童では 9.0%、小学生児童では 13.8%が相対的貧困に該当している。

団体調査

- 経済的に困難な状況にある子どもや世帯への支援が必要。物価高で子どもの貧困が深刻化している。
- ネグレクトと思しき家庭があるが、保護者への声かけが難しい。
- 園生活では家庭内の問題がみえづらい。
- 必要に応じ、それぞれの関係機関での情報を共有し、各方面から見守りを続け、できる支援の方法を考える必要がある。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

～笑顔とあたたかさを未来へ～

子ども・親・地域がともに育ち合うまち 橋本

「橋本市子ども・子育て支援事業計画」では、「～笑顔とあたたかさを未来へ～子どもが輝くまち 橋本」という基本理念のもと、子ども一人ひとりが主人公となり、それぞれが輝き、心豊かな育ちと地域社会に明るい未来をつくりだせるよう、「オール橋本」で総合的な支援を進めてきました。

子どもがたくましく健やかに育つことはもちろん、今後も親自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いを促進することで親も育つとともに、地域の住民一人ひとりが子育てに関する理解を深め、支え合うことで、地域も育つという「ともに育つ」まちを目指すことが重要です。

子どもにも、親にもやさしい、みんなが「ともに育つ」まちづくりを地域全体で進めるため、第2期計画の基本理念を踏襲し、上記の基本理念を掲げ、子育て支援施策を推進することとします。



2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、市は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

1. 子どもの幸せを第一に考える視点

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わる様々な権利が擁護されなければなりません。

2. すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化等により、子育て支援に関するニーズも多様化しています。その家庭の実情に応じた柔軟できめ細やかな取組により、子どもや保護者が安心して生活し、自立へと導くことが大切です。

3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の1つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していくことが必要です。

4. 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあるとはいえ、「子どもは社会の宝」であり、子育て家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが大切です。地域、事業主、行政等、社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていくことが必要です。

5. 地域の社会資源を活用する視点

本市は豊かな自然環境や伝統文化が受け継がれ、その根底には地域に根ざした市民の力があります。公民館等の公共施設が随所にあり、親子サークルをはじめとする様々な団体活動が行われています。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていくことが大切です。

6. サービスの量と質を確保する視点

行政サービスは、ただ市民に提供すれば良いというわけではありません。特に、サービスの対象が乳幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量の確保とともにサービスの質を高めることが大切です。

7. 地域の実情に応じた取組の視点

地理的な特性・人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、市のなかでも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援のさらなる充実を図るため、地域の特性に応じた取組を推進していく必要があります。

8. 次代の担い手づくりという視点

次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った健全育成のための取組を進めます。



3. 施策体系

基本目標1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

1-1. 地域における子育て支援サービスの充実	① 地域ぐるみの子育て支援、情報提供と相談活動の充実 ② 子育てを支える交流の機会づくり
1-2. 教育・保育サービスの充実	① 教育・保育サービスの量と質の確保 ② 多様な保育サービスの提供 ③ 幼児期の教育・保育の連携
1-3. 子どもの居場所づくり	① 放課後児童対策の充実 ② 児童館等を通じた子どもの育み支援 ③ 異世代で交流する居場所づくり
1-4. 子どもと親の生命と健康を守る取組	① 講座や教室、相談事業の推進 ② 早期支援・早期発見への取組 ③ 家庭での事故防止の啓発 ④ 食に関する生活習慣の確立と体験学習等の促進 ⑤ 思春期保健対策の充実 ⑥ 小児医療体制・夜間救急医療体制等の充実
1-5. 学校・家庭・地域の連携の推進	① 家庭・地域とつながる学校づくり ② 学校教育環境の充実 ③ 家庭や地域の教育力の向上と活動機会の提供 ④ 青少年団体等の各種団体活動への支援 ⑤ 交流や体験の機会づくり

基本目標2 安全で安心して暮らせる環境づくり

2-1. 子どもが安心して暮らせる環境づくり	① 安全・安心なまちづくり ② 身近な環境に配慮したやさしいまちづくり
2-2. 事故から子どもを守る活動	① 安全な道路交通環境の整備 ② 地域と連携した交通安全の確保
2-3. 犯罪等の被害から子どもを守る活動	① 地域ぐるみで犯罪を防止する取組の推進 ② 安全教育の推進 ③ 被害にあった子どもに対するケアの充実

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

3-1. 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進	① 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進
3-2. 企業や地域への働きかけの推進	① 事業主等への啓発活動 ② 産前産後休業・育児休業後の再就職の支援

基本目標4 すべての子どもの権利を守る、きめ細やかな取組の推進

4-1. 児童虐待防止対策の推進	① 児童虐待防止ネットワークの充実 ② 養育支援を必要とする家庭への支援の充実 ③ 子どもの人権を守る取組の推進 ④ ヤングケアラーの早期把握と相談支援
4-2. 家庭における子育て支援の推進	① 子育て家庭への負担の軽減 ② ひとり親家庭等の自立のための支援
4-3. 児童発達支援施策の推進	① 早期発見と療育、教育・保育の充実 ② 支援を必要とする児童へのサービスの充実
4-4. 子どもの貧困対策の充実	① 就労等支援の充実 ② 支援を必要とする子どもたちの関係部署へのつなぎ

第4章 施策の展開

【区分の説明】

各事業の主な対象を以下のマークで示しています。



: 妊婦



: 乳児



: 幼児



: 小学生



: 中学生以上



: 保護者



: 地域



: 保育士・教員

基本目標 1 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

1-1. 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

本市の次代を担う子どもたちの健やかな育ちのためには、その保護者も健やかでなくてはなりません。そのためにも、妊娠期から親に寄り添い、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりが必要です。

また、子育てのニーズが多様化するなかで、子育てをしている家庭が地域で孤立したり、不安を抱えたりしないための取組も必要です。

本市では地域の様々な機関・団体と連携し、交流の場において相談へとつなぐなど、保護者の不安や負担の軽減に取り組んでいます。令和6年度より、重層的支援体制整備事業にも取り組んでおり、子育て世帯が抱える複雑、複合化した問題の解決に対応しています。一方で、少子化や就労する保護者の増加により、交流の場などの活動に参加する人が減少していることから、交流の場等につながりにくい親子への対応をどのようにしていくかが課題となっています。

基本方針

子育て家庭が地域で孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、子育て支援センター等がそれぞれの機能を発揮できる環境を整え、連携を強化するとともに、身近な地域における子育て支援サービスの拡充に努めます。

また、ICTの活用など、様々な子育て情報をわかりやすく提供する体制を強化し、情報を必要とする人のもとに届ける環境づくりを推進します。

施策

施策の方向

① 地域ぐるみの子育て支援、情報提供と相談活動の充実

- 親子の交流の場を通じ、子育てに関する情報提供をはじめ、様々な相談へつなげるとともに、その家庭に必要な援助を行い、子育て支援の充実を図ります。
- 地域全体で子育てを支える仕組みの強化に努めます。

－主な事業－

1) 集える場・相談できる場の提供【子育て支援センター事業】

子育てをしている保護者が孤立しないよう、集える場所と仲間づくりの機会、遊びの情報や専門職員に子育ての悩みを相談できる場を提供する。

主な対象



担当課：こども課

2) 様々な媒体を通じた情報発信の推進【子育てガイド「子育てのびの〜び」の配布、ホームページ「子育て情報サイトはぴもと」、LINE（ライン）での情報発信、母子手帳アプリの配信等】

子育てに関する情報をまとめたガイドブックや、ホームページ・LINE、母子手帳アプリを通じて制度や検診・予防接種等の情報を発信する。

主な対象



担当課：こども課、子育て応援課

3) 子育てを地域で互いに支援する仕組みの拡充【ファミリーサポートセンター事業】

「子育てのサポートをしてほしい方（依頼会員）」と「お手伝いできる方（提供会員）」がお互いに会員となって子育てを助け合う、子育てを地域で相互援助する仕組み。ファミリーサポートセンター（スマイリー）として実施する。

主な対象



担当課：こども課



② 子育てを支える交流の機会づくり

- 親子のふれあいは、健全な親子関係を構築する基礎となるものです。親が子育ての喜びを実感し、子どもの豊かな心を育むため、家庭内におけるコミュニケーションが育まれる親子のふれあいの場を提供します。
- 子育てに対する不安や悩みの軽減を図るため、同年齢の親同士がふれあい、友達をつくり、お互いに育児相談ができる場として、子育てセミナーや子育て教室等を開催します。

－主な事業－

- 1) 乳幼児の遊び場、保護者の交流や専門職への相談の場の提供【親子サークル、あかちゃんひろば、8か月あそびの教室、ハイハイヨチヨチタイム】

・親子サークル 子どもの遊び場（集団）とお互いの交流のため、各地区公民館等で行う自主サークル活動。中央公民館では、各サークル代表者の交流の場「子育てよもやま交流会」もある。 ・あかちゃんひろば 親子がともに健やかに育つことができる地域づくりを目的とした親子交流会。 ・8か月あそびの教室 生後8～9か月になる子どもと保護者を対象に、ふれあい遊びや絵本読みのほか、子育ての悩みを相談できる場を提供する。 ・ハイハイヨチヨチタイム 生後8か月～1歳8か月になる子どもと保護者を対象に、ふれあい遊びや意見交換等、交流の場を提供する。	主な対象 
--	--

担当課：こども課、子育て応援課

- 2) 多胎児の育みに関する情報提供・悩みの共有【双子三つ子を育てる親の交流会】

双子、三つ子を育てる保護者の経験や悩みを共有し、支え合うための交流の場や講演等を通じ、多胎児の育みに関する情報を提供する。	主な対象 
--	--

担当課：子育て応援課

- 3) 親子でのびのびと遊ぶイベント【それいけ！わんパーク】

県立橋本体育館サブアリーナでのびのびと親子で遊ぶイベントを開催する。（民生委員児童委員協議会主催）	主な対象 
--	--

担当課：福祉課

- 4) 育児不安の軽減、産後うつや虐待の予防【乳幼児の交流教室等】

出産後、育児中の保護者が安心して、気軽に相談できる機会を提供する。	主な対象 
--	--

担当課：子育て応援課

1-2. 教育・保育サービスの充実

現状と課題

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、本市では複数園の統合・開園や、延長保育や預かり保育等の保育サービスの充実を図ってきましたが、利用者の増加や求められる支援の多様化に伴い、保育士・教員等の負担が増加するといった課題が生じています。

また、教育・保育サービスは量の充実だけでなく、質の維持・向上も課題であり、教育・保育に携わる機関や職員の公立・私立の枠を超えた連携を深め、教育・保育の質の向上に向けた取組を推進していくことが重要です。

基本方針

幼児教育と保育の充実のため、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。また、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、保育士・教員等に対する各種研修・講座の開催等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

施策

施策の方向

① 教育・保育サービスの量と質の確保

- 多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう、民間活用も含め、保育士・教員等の確保や定着化に向けた策を講じるとともに、適正な教育・保育の量の確保と質の向上に努めます。

－主な事業－

1) 教育・保育（保育所・こども園）の適切な実施

就学前の保育・教育。子どもの年齢や保育の必要性に応じ区分し、それぞれに健やかな育ちを目指し実施する。

主な
対象



担当課：こども課

2) 教育・保育の質を向上するための研修・講座の実施

子どもに適切にかかわるスキルのため、保育士・教員等に対する各種研修・講座等を実施する。

主な
対象



担当課：こども課、学校教育課

3) 保育士等確保対策の実施（3年以内の新規採用常勤保育士が市内保育所等に就職した場合に補助を実施）

慢性的な保育士不足解消のため、保育士人材確保及び就業継続の支援を図る。

主な
対象



担当課：こども課

4) 保育士等処遇改善の実施

保育士・教員等の確保や質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくため、処遇改善を図る。

主な対象



担当課：こども課、学校教育課

② 多様な保育サービスの提供

- 子育て世代の就労が増え、保育所等を利用する人が多くなっています。こうした状況に対応し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるために、アンケート調査の結果等を踏まえながら、保護者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供します。

－主な事業－

1) 延長保育により安心して子育てができる環境の整備【延長保育事業】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育を実施する。(保育園在園児及び認定こども園2・3号認定子ども対象)

主な対象



担当課：こども課

2) 病後児保育の実施【病後児保育事業】

病気の症状安定期や病気回復期にあり、集団保育等が困難かつ保護者が就労等により、児童を家庭で養育できない期間の一時的な保育看護をする。

主な対象



担当課：こども課

3) 一時預かり保育の実施【預かり保育事業（一般型）】

保護者の疾病・通院等による緊急時での保育、またリフレッシュや冠婚葬祭時による保育需要へ対応する。あやの台保育園・三石保育園・山田さつきこども園で利用可能。(事前申込みが必要)

主な対象



担当課：こども課

4) 一時預かり保育の実施【預かり保育事業（幼稚園型）】

保護者の就労形態の多様化に伴う、短時間及び継続的な保育を実施する。(幼稚園在園児及び認定こども園1号認定子ども対象)

主な対象



担当課：こども課

③ 幼児期の教育・保育の連携

- 質の高い教育・保育の提供や地域の子育て支援機能の維持・確保を図り、保育所、認定こども園の連携や就学前教育と小学校教育との円滑な接続を推進します。

主な事業

1) 保育所、認定こども園、小学校の連携の推進

相互に教育内容の理解や、子ども同士の交流・指導方法の工夫改善など、子どもが負担なく小学校就学をスムーズに行えるために連携を行う。

主な対象



担当課：こども課、学校教育課

1-3. 子どもの居場所づくり

現状と課題

様々な家庭の状況にある子どもたちの安全・安心な居場所が求められるなかで、地域や子育て支援団体等の協力により、すべての子どもたちを見守る意識づくりや体制の整備を含め、総合的な居場所づくりを講じる必要があります。

本市には、公園や広場等、子どもや高齢者が安心して過ごせるような居場所が各所にあり、それらの居場所を活用しながら、日頃からの地域でのふれあいや、放課後の事業等による多様な体験・活動等、地域全体で関わりを促進していくことが重要です。

基本方針

共働き家庭の増加に伴う放課後の子どもたちの居場所の確保だけではなく、すべての子どもたちに様々な居場所を確保するとともに、地域全体で子どもたちの健全な育成に努めます。そして、放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）や放課後児童健全育成事業（学童保育）を効率的、効果的に運用します。

施策

施策の方向

① 放課後児童対策の充実

- 放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労等の理由で、日中に保護者が家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施します。また、各地域における子どもの数の状況を踏まえながら必要な支援員の確保に取り組みます。
- 放課後等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後子ども教室推進事業（ふれあいルーム）を実施します。

－主な事業－

1) 放課後等の子どもの居場所づくりの推進【学童保育】

放課後、親の就労等により留守家庭になる児童に居場所を確保するとともに、集団生活や遊び等を通じて、日常生活指導や健全育成を行う。

主な対象



担当課：教育総務課

2) 地域と連携した、放課後等の子どもの居場所づくりの推進【ふれあいルーム】

放課後の子どもの居場所づくりを目的とし、地域のボランティアの方々の協力を得て、文化活動やスポーツ、工作等体験・交流の機会を提供する。小学校、各地区公民館、児童館、子ども館等の公共施設を利用し、実施している。

主な対象



担当課：生涯学習課

3) 障がいや発達に遅れがある児童に対し、生活能力の向上のために必要な支援・社会との交流の提供【放課後等デイサービス事業】

障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中に通える療育機能・居場所機能を備えた福祉サービスを提供する。

主な対象



担当課：福祉課

② 児童館等を通じた子どもの育み支援

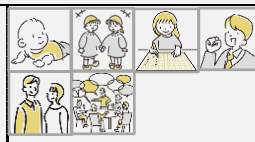
- 児童館や図書館における、読み聞かせ会や季節の行事、各種教室を実施することで、子どもたちの自由な学習や創造を通じ、豊かな情操を育みます。

－主な事業－

1) 子どもの遊び場や体験の機会の充実【子ども館・児童館活動】

子どもの人格的な発達に必要不可欠な「遊び」と「創造」を提供する。にこにこランド（移動児童館）により、児童館のない地域の子どもたちには、市内全小学校へ出向き実施する。

主な対象



担当課：子ども館、児童館

2) 子どもたちの育ちや学びを支える読書活動の推進【ブックスタート事業・セカンドブック事業】

「あかちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする。4・5か月及び1歳8か月児健診時に、絵本の読み聞かせを行うとともに、絵本をプレゼントすることで、絵本を開く楽しさや、親子で心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる。（家庭教育支援チーム「ヘスティア」による実施）

主な対象

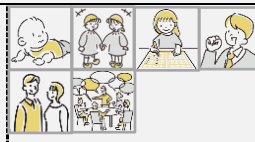


担当課：家庭教育支援室

3) 子どもたちの育ちや学びを支える読書活動の推進【図書館事業】

あかちゃんと絵本のひととき・読み聞かせ会・みんなのストーリーテリング・ぶっくんクラブ・ビブリオバトル・移動図書館等を通じて、子どもたちの自由な学習や創造により、豊かな情操を育む。

主な対象



担当課：図書館

③ 異世代で交流する居場所づくり

- 子どもや子ども連れの保護者、高齢者が安心して遊び過ごすことができるよう、広場や公園遊具等の定期的な点検や修繕を行います。また、食を通じて、子どもから高齢者まで気軽に集え、孤食を減らし、異世代間でのコミュニケーションを大切にし、一緒に過ごせる居場所を提供します。

－主な事業－

1) 安心して過ごせる公園・施設等の充実【公園・広場等の管理】

安心して遊び過ごせるよう、広場や公園遊具等の計画的な整備・点検を実施する。

主な対象

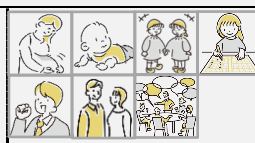


担当課：まちづくり課

2) こども食堂等を通じた居場所・交流の場づくり【こども食堂】

食を通じ、子どもから高齢者まで気軽に集い、孤食を減らし、異世代間での交流を大切にする居場所を提供する。

主な対象



担当課：家庭教育支援室

1-4. 子どもと親の生命と健康を守る取組

現状と課題

子育て世代を取り巻く社会には、保護者が受ける社会からのストレスや、子どものアレルギー問題、感染症等、精神面・健康面での様々な問題や不安があります。

そのような社会において、誰もが安心して出産や育児と向き合い、すべての保護者と子どもが共に健やかに成長するためには、健康に関する正しい知識や技術の普及を通じて健康を確保するだけでなく、安心して妊娠・出産ができる環境づくり、子どもの健やかな成長・発達を支援する体制づくりに取り組む必要があります。

また、本市で実施している自らの命を守る取組を継続して進めるとともに、様々なアレルギーを持つ子どもやその家庭への不安を払拭するため、関係各課が連携して取組を進めることが重要です。

基本方針

妊娠期から出産期を通じて母子の健康が確保され、安全・安心な出産ができるよう、健康診査の充実と事後支援体制を整備するとともに、子育て世代の家族に関わる健康増進に努めます。

また、家庭における乳幼児の不慮の事故をはじめとする様々な危険を防止するための知識の普及に努めます。

施策

施策の方向

① 講座や教室、相談事業の推進

- 親子の健康や子育てについて、気軽に相談できる環境づくりに努め、ママパパ教室や各種教室等の実施により、親としての自覚や知識を得るための機会を提供します。

－主な事業－

1) 家庭での育児等に関する相談指導の充実【家庭児童相談室事業】

子どもたちが心身ともに健やかに育つように、家庭における子育ての悩みや心配ごとに関する相談を実施する。

主な
対象



担当課：子育て応援課

2) 乳幼児の発達状況や健康相談、育児相談の充実【乳児家庭全戸訪問事業】

4か月児までの乳児がいる家庭に母子保健推進員が訪問し、子育てへの助言や子育て支援に関する情報提供等を実施する。

主な
対象



担当課：子育て応援課

3) 乳幼児の発達状況や健康相談、育児相談の充実【健康相談事業・発達相談事業】

健康や発達・育児について相談を実施し、乳児・幼児の健やかな育みを支援する。	主な対象	
---------------------------------------	------	---

担当課：子育て応援課

4) いのちの大切さ、家族の役割を伝える機会の提供【ママパパ教室等】

お母さん・お父さんになる方を対象とし、妊娠中から出産・育児まで、体験型で楽しく学べる教室を開催する。助産師・管理栄養士・歯科衛生士による全3回コースのプログラム。(要予約)	主な対象	
--	------	---

担当課：子育て応援課

5) 妊娠・出産に関する相談支援や経済的支援の実施【一般不妊治療費助成制度】

不妊治療に要した費用の一部を助成する。(対象条件あり)	主な対象	
-----------------------------	------	---

担当課：子育て応援課

6) 妊娠・出産に関する相談支援や経済的支援の実施【妊娠の届出、妊婦健康診査費等助成事業、助産施設入所事業、妊産婦訪問指導】

・妊娠の届出 母子健康手帳の交付及び妊婦のための支援給付交付金の申請受付を実施する。 ・妊婦健康診査費等助成事業 妊婦健康診査受診票を交付する。 ・助産施設入所事業 保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦について、助産を受けられるよう、助産施設への入所措置を行う。 ・妊産婦訪問指導 妊娠中や産後に多い健康や育児への不安等、必要に応じて妊産婦の家庭を訪問する。	主な対象	
---	------	---

担当課：子育て応援課

7) 各種相談支援の実施【市民相談、人権相談、女性電話相談、子どもに関する相談】

・市民相談 市民生活での心配ごとの相談を実施する。 ・人権相談 家庭内暴力（DV）や人権全般の相談を実施する。 ・女性電話相談事業 男女の固定的性別役割分担意識から生じる問題や女性が抱える様々な悩みなど、相談者とともに考え、相談者自らが問題解決の糸口を見つけ、自分らしく生きることができるよう実施する。 ・子どもに関する相談 監護・養育、ひとり親に関する相談を実施する。	主な対象	
--	------	---

担当課：人権・男女共同推進室、子育て応援課、こども課

② 早期支援・早期発見への取組

- 母子の健康を確保するため、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じて、各種健康診査や予防接種を実施するとともに、子育て家族の心身の健康づくりを促進します。

－主な事業－

1) 妊産婦の健康を確保する取組の充実【妊婦健康診査費等助成事業】

妊婦健康診査受診票の交付により、妊産婦や赤ちゃんの健康状態を定期的に確認する。	主な対象
---	--

担当課：子育て応援課

2) 乳幼児の健康を確保する取組の充実【乳幼児健康診査・健康相談】

健康診査と相談を実施し、乳児・幼児の健やかな育みを支援する。 4～5か月児健康診査、10か月児健康相談、1歳8か月児健康診査及び健康相談、3歳6か月児健康診査を実施する。	主な対象
--	--

担当課：子育て応援課

3) 乳幼児の健康を確保する取組の充実【新生児・乳幼児・未熟児訪問指導】

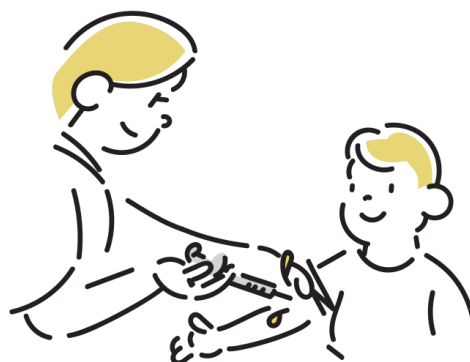
助産師・保健師が家庭へ訪問し、赤ちゃんの計測・育児相談等を実施する。	主な対象
------------------------------------	--

担当課：子育て応援課

4) 乳幼児等の健康を確保する取組の充実【予防接種事業】

BCG、B型肝炎、ヒブ（Hib）、小児用肺炎球菌、ロタウイルス、麻しん風しん（混合）、日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）、四種混合（ジフテリア・破傷風・百日ぜき・ポリオ）、五種混合（ジフテリア・破傷風・百日ぜき・ポリオ・ヒブ）、不活化ポリオ、子宮頸がんの予防接種を実施する。	主な対象
--	--

担当課：子育て応援課



5) 乳幼児の健康を確保する取組の充実【にこにこ歯磨き教室】

歯科衛生士による講義と実習を実施する。 (歯が生えてきた頃～1歳半頃)	主な対象 
--	---

担当課：子育て応援課

6) 子どもや保護者の生活習慣の改善を含む健康づくりの推進【就学時健康診断】

小学校へ就学する幼児が、より良い健康状態で登校できるよう、就学時の健康診断（内科・歯科・スクリーニング検査）を実施する。	主な対象 
---	---

担当課：学校教育課

7) 保護者の生活習慣の改善を含む健康づくりの推進【生活習慣病予防のための各種健診等】

・生活習慣病予防のための各種健診 特定健診（国保）胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん等の検診を実施する。	主な対象 
--	---

担当課：いきいき健康課

③ 家庭での事故防止の啓発

- 日常生活に潜む危険に子ども自身が気付けるよう教育に取り組むとともに、家庭環境に応じて様々な情報を提供することで、注意喚起に努めます。

－主な事業－

1) 消費生活センター、各種安全教室等の実施

日常生活での「ひやりハット」に気づき、自らが注意する意識・能力を高める児童を育成する。	主な対象 
--	---

担当課：生活環境課

2) 家庭環境に応じた情報提供

分野を問わず、相談内容により関係機関につなぐなど、必要な情報を提供する。	主な対象 
---	---

担当課：家庭教育支援室

④ 食に関する生活習慣の確立と体験学習等の促進

- 妊娠前、妊娠中からの心身の健康づくり、また、子どもの健やかな発育とより良い生活習慣の形成に向けた取組により、健やかな生活習慣を身に付けることで、生活習慣病予防の基盤を固め、生涯を通じた健康づくりを推進します。
- 子どもの成長に合わせた食育を推進するため、「健康はしもと21」や「第3次橋本市食育推進計画」に基づき、栄養バランスに配慮した規則正しい食生活を身に付けられるよう、妊娠中から食生活の改善に向けて、知識・技術の習得を促します。さらに、子どもたちが食の大切さを学び、食の楽しさや親しみ、感謝の気持ちを育むとともに、食物アレルギーに関する理解の促進と家庭への支援等、教育と福祉の連携した取組を進めます。

－主な事業－

1) 基本的な生活習慣を身に付ける必要性の周知【給食だより等】

給食だよりによる食育指導など、食を通じて健全な育成を図る。	主な対象
-------------------------------	--

担当課：こども課

2) 食育の推進【離乳食教室、後期離乳食教室・乳幼児栄養相談、保育所等での推進活動、小中学校における健康教室の開催、保護者への支援】

・離乳食教室 生後5～8か月児と保護者を対象に動画視聴と個別相談を実施する。 ・後期離乳食教室・乳幼児栄養相談 生後9か月から1歳6か月児と保護者を対象に、動画視聴と個別相談を実施する。 ・保育所等での推進活動 楽しく食べることが、心身の健全育成につながる食育に取り組む。 ・小中学校における食育教室の開催 子どもが食に対する正しい知識と食習慣を身に付けるよう取り組む。 ・保護者への支援 アレルギーや食育等、保護者のニーズに合った情報を提供する。	主な対象
--	--

担当課：こども課、子育て応援課、給食センター

3) 地産地消の推進【学校の児童生徒と給食食材提供者との交流会】

地域の食材提供者と給食センターの交流の中から、地産地消を身近に取り入れる。	主な対象
---------------------------------------	--

担当課：学校教育課、給食センター

4) 食物アレルギーに関する理解と支援【アレルギー対応給食の提供】

食物アレルギーに関する情報提供を行うとともに、特定の食材を除いた除去食対応を行う。

主な
対象



担当課：こども課、子育て応援課、学校教育課、給食センター

⑤ 思春期保健対策の充実

- 思春期は、子どもから大人へと移り変わる時期で、精神的にも大きな変化の現れる時期です。児童生徒への健康診断等を通じた健康管理に努めるとともに、保健・医療・教育との連携をさらに強化し、喫煙、飲酒、薬物の乱用等の防止に向けた啓発も含めて、包括的な取組を推進します。

－主な事業－

1) 児童、生徒、その保護者や教職員に対する相談支援【学校生活関連心配ごと相談】

公立小中学校生活での心配ごとの相談を実施する。

主な
対象



担当課：学校教育課

2) 子どもたちが自分や他人を大切にできるよう、「いのち」について考える機会を提供【いのちを育む授業】

子どもたちが自己肯定感を持ち、自分も他人も大切にできるよう、「いのち」について考える機会を提供する。

主な
対象



担当課：学校教育課、子育て応援課

⑥ 小児医療体制・夜間救急医療体制等の充実

- 安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを推進します。特に小児医療・夜間救急医療について、近隣市や関係機関との連携を図り、いつでも安心して質の高い医療サービスが受けられるよう、小児医療体制・夜間救急医療体制等の一層の充実に努めます。

－主な事業－

1) 緊急医療体制の充実

安心して医療サービスを受けることができるよう、関係機関と連携を図る。

主な
対象



担当課：子育て応援課

2) 休日急患医療体制の充実

橋本市保健福祉センターに、伊都地方休日急患診療所、伊都地方休日急患歯科診療所を設置し、質の高い医療サービスを提供する。

主な
対象



担当課：いきいき健康課

1-5. 学校・家庭・地域の連携の推進

現状と課題

子どもたちには、これからの未来を担う人として、将来への夢や希望を原動力に、自らの強みや生きる糧となる「生きる力」を身に付けられる教育が求められています。子どもたちが「生きる力」を身に付けられるよう、すべての大人が子どもを慈しみ、育てる体制をつくり、教育環境の充実に努めることが必要です。

本市では、学校・家庭・地域が一体となった教育活動により、子どもたちを見守り、支える環境づくりや地域社会の活性化に取り組んできました。本市で育つ子どもたちが未来を拓けるよう、今後も地域活動や協働の取組を活かした共育コミュニティを推進することで、学校・家庭・地域が力を合わせ、人と人のつながりを再構築し、子どもたちを豊かに育んでいくことが重要です。

基本方針

より豊かな家庭教育を行うことができるよう、家庭における子どもとの様々な関わり方の情報提供、保護者同士の情報交換を促す交流の機会づくり等、家庭教育の普及啓発と、親育ちへの取組のさらなる充実を図ります。また、様々な機会を通じ、地域での世代間交流を促すとともに、学校、家庭、地域の連携を強化することで、地域全体で育て合い、育ち合う環境づくりに努めます。

施策

施策の方向

① 家庭・地域とつながる学校づくり

- 学校・家庭・地域が一体となって子どもの豊かな育ちや学びを支えるなかで、子どもと大人がともに育て・育ち合い、人と人のつながりを深め、活力のある地域づくりを推進します。また、学校の抱える問題解決や子どもたちの豊かな成長のため、地域社会全体での教育の実現に努めます。

－主な事業－

- 1) 共育コーディネーターをキーパーソンとした、人と人とのつながりによる活力のある地域づくり【共育コミュニティの推進】

「子どもたちのために」を合言葉に、共育コーディネーターがキーパーソンとなって、学校・家庭・地域を結びつけながら、持続的・自立的につながっていく仕組みづくりを進める。

主な対象



担当課：生涯学習課

- 2) 学校と地域をつなぐ体制の強化【コミュニティ・スクールの推進】

学校と地域が一体となって子どもたちを育むための取組や仕組みを協議し、実施する。

主な対象



担当課：学校教育課

② 学校教育環境の充実

- 教員のスキルアップを図るための研修や講習会を開催し、教育に関する教員の指導力の向上に努めます。また、小中学校の児童生徒に対する相談支援体制をつくるとともに、関係機関と連携のもと、就学前教育との円滑な接続に努めます。

－主な事業－

1) 各校・研究グループに対する支援【教育研究委託事業】

研究指定校を定め、一斉学習や個別学習など効果的な活用について調査研究を進める。	主な対象	
---	------	---

担当課：学校教育課

2) 教育相談の充実【スクールカウンセラー配置事業の活用】

臨床心理士等の専門家が、学校内において、教員とは異なる立場で児童生徒や保護者に関わり、教員と連携して、様々な心理的要因に対するケアを手厚く行う。	主な対象	
--	------	---

担当課：学校教育課

3) 不登校の状態にある子どもへの居場所や学習機会の提供【適応教室「憩の部屋」】

市内に住んでいる不登校児童・生徒が心身のエネルギーを高め、学習できる場を提供する。	主な対象	
---	------	---

担当課：学校教育課

③ 家庭や地域の教育力の向上と活動機会の提供

- 保護者や子ども、子育て世代が交流し、学ぶ場、つながる場の充実に努めるとともに、幅広い方が参加できるよう、各種取組の周知を図ります。また、様々な機会を通じ、地域ボランティアの活躍の機会を提供します。

－主な事業－

1) 交流の場づくり【家庭教育支援事業等】

子どもが自立した大人に成長するとともに、保護者が子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立することがないよう、地域、学校、行政と連絡をとりながら、講座や家庭訪問等を行い、子どもの育ちや子育てを見守る。(家庭教育支援チーム「ヘスティア」による実施)	主な対象	
---	------	---

担当課：家庭教育支援室

2) 応援ボランティア等との連携と充実【市民活動サポートセンター事業等】

市民や市民活動団体のみなさんの自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するため、施設紹介をはじめ、設備の案内、利用方法、登録団体の情報や実施イベントの情報等を発信する。	主な対象	
--	------	---

担当課：地域振興室

3) 算数教室・科学教室・発明クラブ

小学校を対象に、算数と科学のおもしろさを学ぶ教室を開催する。	主な対象	
--------------------------------	------	---

担当課：生涯学習課、中央公民館

④ 青少年団体等の各種団体活動への支援

- 子どもや若者がふるさとに関心の目を向け、遊び場や活動の機会づくり等に主体的に関わり、子どもや若者同士あるいは大人と協力・連携して、より良いものをつくり上げるよう、地域活動への参加を促進します。

－主な事業－

- 1) 各種団体への活動支援【青少年団体連絡協議会、青年指導員連絡会、スポーツ少年団、中学生ボランティアクラブ、橋本市子ども会連絡会、青少年育成市民会議等】

・青少年育成市民会議 青少年問題の重要性を認識し、学校・家庭・地域が一体となって次代を担う青少年健全育成を図るとともに、登下校の見守りやあいさつ運動等の活動を実施する。 ・青少年団体連絡協議会 市内を中心に活動する団体で構成された協議会。個々の団体活動以外に、清掃活動や市事業への協力などを実施する。 ・青年指導員連絡会 市内の高校生・大学生で構成され、子どもの健全育成に取り組む活動を行う。 ・スポーツ少年団 青少年がスポーツを通じて健康な身体をつくり、友愛・協力の精神を養う活動を通じて成長を図る。 ・中学生ボランティアクラブ 中学生の時期にボランティアや地域活動に参加、協力することで相互扶助の精神を身に付ける活動を行う。 ・橋本市子ども会連絡会 地域において子どもが自主性、社会性を高め、健全に成長するための活動を行う。	主な対象
---	--

担当課：生涯学習課

⑤ 交流や体験の機会づくり

- 子どもの社会性を育むためには、異年齢の子どもや世代間交流、文化活動等の機会の提供が重要になります。職場体験や地域住民との交流を通じ、子どもたちの視野やつながりを広げ、精神的な負担感を軽減するとともに、子どもの自主性・社会性の向上を促します。

－主な事業－

- 1) 職場体験等の学習機会の充実【キャリア教育】

子どもが勤労観・職業観を形成するために必要な能力や育成を目標とした働きかけを行う。	主な対象
--	--

担当課：学校教育課

- 2) ふれあいルーム等開催への支援

地域のボランティアの方々の協力を得て、子どもに文化活動やスポーツ、工作等体験・交流の機会を提供する。	主な対象
---	--

担当課：生涯学習課

- 3) 地域における異世代の交流機会の提供【公民館事業等】

地域住民に各種事業を行い、住民の教養の向上、生活文化の振興、健康・社会福祉の増進に寄与する。	主な対象
---	--

担当課：中央公民館

基本目標 2 安全で安心して暮らせる環境づくり

2-1. 子どもが安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

全国的に災害が多発しており、有事の際に子どもが安心して暮らせる環境への関心が高まっています。また、安心して暮らせるには、災害時だけではなく、きれいな空気や水など、日頃から命や健康を守ることができる環境の確保が欠かせません。

これからも子どもが安心して暮らせる環境を確保・維持していくためには、地震等の災害発生時に子どもが安全に避難できるよう、保育・療育・教育施設での防災対策をはじめ、避難体制の確立を図るとともに、有事に配慮した防災意識の高揚に取り組むことが必要です。

また、子どもたちが、いつまでも美しい空気ときれいな水の恩恵を享受できるように、自然環境の保全や環境美化等に取り組むことも必要です。

基本方針

事故防止や防災の観点から、各種訓練を充実させるとともに、有事に備えた子どもや保護者への周知等、慌てることなく落ち着いて行動できるよう、継続した取組を進めます。

また、分別等によるごみの減量化や再利用等、環境保全に対する意識付けを図ります。

施策

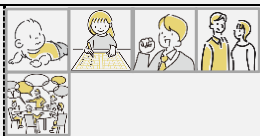
施策の方向

① 安全・安心なまちづくり

- 地震等の災害発生時において、子どもたちが安全に避難できるよう、保育・療育・教育施設での防災対策を充実させるとともに、地域での防災意識の高揚に努めます。

－主な事業－

1) 地域における防災活動の推進【防災教育の推進、地域防災訓練、小学校防災キャンプ事業、各種避難訓練】

- | | | |
|--|------|---|
| <ul style="list-style-type: none">・地域防災訓練
災害が起こったことを想定し、公的機関の対応だけでなく、地域で活動をする訓練を実施する。・小学校防災キャンプ事
災害が起こったことを想定し、小学校と地域自治体で防災キャンプを行う。・各種避難訓練
災害を想定し、地域の危険な箇所や避難場所の確認、広域にわたる避難訓練や関係機関との連携などを行い、不測の事態に備える。 | 主な対象 |  |
| | | |

担当課：危機管理課

② 身近な環境に配慮したやさしいまちづくり

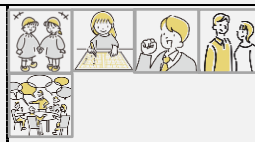
- 限りある資源の有効活用がごみの減量化、さらには環境保全へとつながる循環型社会の形成へ向け、環境に対する意識や行動を促す活動を推進します。

－主な事業－

1) 地域清掃活動等を通じた環境学習

地域での清掃活動をととして、「地域とともにある学校」として地域と協働し、豊かな教育活動を進める。

主な対象



担当課：生活環境課

2) 食品ロス削減につながる活動の推進

食品ロス削減に向けた講演会・食品ロスダイアリー（食品ロスがどれだけ出ているかを家庭で記録する）調査を実施する。

主な対象



担当課：生活環境課



2-2. 事故から子どもを守る活動

現状と課題

子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる悲惨な事件・事故は後を絶ちません。特に、登下校中の子どもを狙った犯罪や子どもを巻き込んだ交通事故等が問題となっており、地域における子どもの安全への関心が高まっています。子どもたちの安全を守るためには、家庭・地域・市の協働による多方面からの見守りが必要です。

基本方針

子どもを交通事故から守るため、警察等の関係機関や団体、地域住民等の協力・連携を通じて、交通安全の意識を高めるとともに、安全な交通を妨げる行為の解消等を進めます。

施策

施策の方向

① 安全な道路交通環境の整備

- 安全・安心な子育てのため、通学路や園外保育経路等の歩行者の安全確保に取り組み、子どもが安全に登下校できる環境をつくります。

－主な事業－

1) 安全の確保に関する情報提供【事故防止に関する啓発事業、交通安全教育】

子どもが安全に登下校できるよう、歩行指導や交通ルールを学ぶ機会の実施、地域と連携をして、みんなで子どもを見守る活動を行う。

主な対象



担当課：学校教育課

2) 交通安全施設の整備【通学路の安全確保・バリアフリー化等】

通学路の安全のため、対策必要箇所の点検や改善、また、通学路交通安全プログラムを随時見直し、安全確保に努める。

主な対象



担当課：教育総務課

② 地域と連携した交通安全の確保

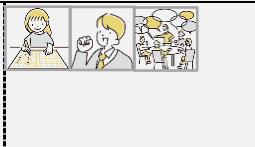
- 子どもが安心して生活できる環境をつくるため、関係機関・団体、地域住民等との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進します。

－主な事業－

1) 子どもたちを事故等から守る活動の充実【通学路安全推進会議】

継続的に通学路の安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関の連携により、児童生徒の通学路の安全確保を図る。緊急合同点検後も合同点検を継続的に行い、対策実施後の効果の把握、対策の改善・充実を図る。

主な対象



担当課：教育総務課

2) 子どもたちを事故等から守る活動の充実【子どもの安全見守り(青少年育成市民会議)】

青少年問題の重要性を認識し、学校・家庭・地域が一体となって次代を担う青少年健全育成を図るとともに、登下校の見守りやあいさつ運動等の活動を実施する。

主な対象



担当課：生涯学習課

2-3. 犯罪等の被害から子どもを守る活動

現状と課題

子どもが犯罪に巻き込まれる事件が報道される機会が増えています。本市においても不審者情報は季節に関係なく届いており、情報を整理・精査したうえで「橋本市教育委員会安心安全メール」で配信しました。また、コロナ禍で行動制限された状況が続き、従来の見守り活動は十分できなかったと察します。

学校（園）では、学校（園）の敷地内に不審者が侵入したと想定しての防犯訓練をはじめ、地域の実情等に応じた安全管理体制の整備や防犯教育の充実を図っており、その一助となれるよう努めます。

また、子どもたちの発達段階に応じ、環境や社会への影響を考えて自分で選び、消費する力や、ものの健全な価値を見極める力を養成することが重要です。

基本方針

子どもが地域で安全に過ごせるよう、緊急避難が可能な体制を充実させるとともに、警察をはじめとした関係機関や団体、地域住民の協力・連携、子どもたちへの安全教育により、凶悪化・多様化した犯罪の防止に努めます。

施策

施策の方向

① 地域ぐるみで犯罪を防止する取組の推進

- 自主防犯活動団体による青色回転灯を装備した車でのパトロール活動、自治会やPTAが行う地域防犯パトロール活動等を支援します。

－主な事業－

1) 地域防犯活動の支援【安全パトロール、きしゅう君の家運動】

- | | | |
|---|------|---|
| <ul style="list-style-type: none">・安全パトロール
小中学生の下校時にあわせて広報車によるパトロールを行う。・きしゅうくんの家運動
通学路上での避難場所として登録箇所を確認し、もしものときに避難する場所として周知する。 | 主な対象 |  |
| | | |



担当課：教育支援センター

※青少年センターおよび教育相談センターは、令和7年4月1日より統合し、教育支援センターに名称変更します。

② 安全教育の推進

- 子どもを犯罪から守るために、自らの身を守るための知識や技能を習得する学習機会を提供し、各種教育の推進に努めます。

－主な事業－

1) 学校等での安全教育の推進【子ども安全教室】

子どもが犯罪被害にあわないための、不審者対応に係る「子ども安全教室」を実施する。	主な対象	



担当課：学校教育課

2) 消費者教育・啓発

年齢に応じた消費者被害防止のための教育や、持続可能な社会の実現に参加できる子どもの育成を目指し実施する。	主な対象	
--	------	---

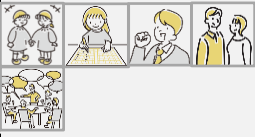
担当課：生活環境課

3) 防犯教育、消費者教育、情報モラル教育等の実施

・情報モラル教育 情報社会を生きぬき、健全に発展させていくうえで、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度の育成のため実施する。 ・防犯教育 子どものまわりにひそむ危険を知ること、あらかじめ防いだり、最小限にとどめたりするための啓発教育を行う。 ・消費者教育 将来安全・安心な消費生活を送るため「お金」について学ぶ機会を提供する。	主な対象	
---	------	---

担当課：学校教育課

4) 子どもの防犯意識向上支援【安全パトロール、防犯訓練、子ども安全教室、きしゅう君の家運動等】

・安全パトロール 小中学生の下校時にあわせて広報車によるパトロールを行う。 ・きしゅうくんの家運動 通学路上での避難場所として登録箇所を確認し、もしものときに避難する場所として周知する。 ・防犯訓練 子どものまわりにひそむ危険を知り、子どもが自分自身を守るために、ワークショップなどで学ぶ機会の提供をする。 ・子ども安全教室 子どもが犯罪被害にあわないための、不審者対応に係る「子ども安全教室」を実施する。	主な対象	
--	------	---

担当課：教育支援センター

③ 被害にあった子どもに対するケアの充実

- 犯罪や虐待の被害に遭い、心身に深い傷を負った子どもに対し、専門機関等と連携し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を防ぎ、心のケアに努めます。

－主な事業－

1) 専門職と連携した支援の推進【カウンセリング等支援事業】

臨床心理士等の専門家が、学校内において、教員とは異なる立場で児童生徒や保護者に関わり、教員と連携して、様々な心理的要因に対するケアを手厚く行う。	主な対象	
--	------	---

担当課：学校教育課

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

3-1. 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進

現状と課題

子どもが家庭の温かなふれあいのなかで心豊かに育っていくためには、男女がともに子育てや介護、家事等の責任を担い、協力し合って家庭を築いていくことが重要であり、子どもも家庭の一員として協力していく必要があります。

本市では、就労する母親が増加しており、共働き世帯が増えています。男女ともに働きやすく、子育てなどをしやすい環境づくりが求められています。

親が子育て等の時間を十分に確保できるよう、企業や市民のワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図るとともに、働きながら子育てなどをしやすい環境づくりを進めることが重要です。

基本方針

性別に関わらず、すべての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう、子育てなどをしやすい就労環境づくりに向けた意識の啓発に取り組みます。また、子育て中の親子が安心して地域で生活できる環境づくりに努めます。

施策

施策の方向

① 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進

- 「男女共同参画社会基本法」における基本的な視点のもと、働きながら子育てなどをする人を支援する意識を醸成するとともに、子育てなどをしやすい環境の整備について啓発を継続します。また、男女共同参画の考え方が身に付くよう、学校等での人権教育を行います。
- 父親が子育て等への喜びを実感し、家庭におけるコミュニケーションが育まれるよう、父親と子どもを対象としたふれあいの場を提供します。また、父親に対して子育てや家庭教育について学ぶ機会を提供することで、子育てなどへの参画の促進と意識の啓発に努めます。



－主な事業－

1) 仲間づくりの機会、遊び場等の情報提供

子育て支援センターや親子サークル、各子育てイベントの情報を広報誌・LINE等で広く情報提供することで、母親だけでなく、父親にも地域で子育てに関わる機会を提供する。	主な対象 
--	---

担当課：こども課

2) 講座やイベントを通じた啓発の推進

男性も参加できる事業や講演会等の開催により、性別に関わらず、すべての人の尊厳が保たれ、自分らしく生きることができるよう、エンパワメントの機会を提供する。	主な対象 
---	---

担当課：中央公民館

3) 啓発・研修の充実【男女共同参画リーダー研修、男女共同参画に関する講座等】

・男女共同参画リーダー研修 地域や市の事業において、男女共同参画の視点を取り入れたリーダー育成を行う。 ・男女共同参画に関する講座等 地域の活動や、市の事業において、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や講座を行う。	主な対象 
---	---

担当課：人権・男女共同推進室

4) 人権教育の推進【保育所・こども園、小学校・中学校等における人権教育】

誰もが人権を尊重される社会を目指し、集団のなかで常に人権教育の充実を図る。	主な対象 
--	---

担当課：こども課、学校教育課

5) 父親と子どもが遊んだり、父親同士が交流したりする機会の提供【父親の子育て参加促進事業】

父親と子どもがふれあう機会を提供し、父親の子育て参加を促進する。父親同士が交流する機会をつくり、子育ての経験や悩みの共有を促し、仕事と子育ての両立を支援する。 ・お父さんの OYAKO 広場（こののほっとルーム）他	主な対象 
---	---

担当課：こども課、子育て応援課

6) 性別等に関わらず、すべての人が個性と能力を発揮し、自立の力が育まれる環境の推進【すべての男女が力を引き出し育むためのエンパワメント講座の開設】

性別等に関わらず、すべての人の尊厳が保たれ、個性と能力を発揮することで、自立の力が育まれるよう、エンパワメントの機会を確保する。	主な対象 
---	---

担当課：中央公民館、人権・男女共同推進室

3-2. 企業や地域への働きかけの推進

現状と課題

性別に関わらず、すべての保護者が主体的に子育てなどに向き合い、関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。企業等では、国の進める働き方改革の影響もあり、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめ、男性の育児休業の義務化や、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備等を独自に進める企業も増えています。一方で、中小企業や小規模事業者等まではなかなか浸透していない実態もあり、行政のみならず、国や県、企業等と一体となって取り組んでいくことが必要です。

基本方針

育児・介護休業や短時間勤務制度の取得を促進するためには、制度を利用しやすい環境・雰囲気づくりが重要です。ワーク・ライフ・バランスの考え方を基本として、事業所に対し、仕事と子育てなどの両立が可能な労働形態についての理解や、育児・介護休暇等の取得促進など、仕事と生活の調和の実現へ向けた取組に関する情報発信、啓発を行います。

施策

施策の方向

① 事業主等への啓発活動

- 育児・介護休業や短時間勤務制度等、多様な働き方に関する情報提供を進め、保護者が働きながら子育て等をしやすい環境を見つけられるための意識啓発を行います。

－主な事業－

1) ワーク・ライフ・バランスに係る制度説明資料の配布

仕事と子育てを両立する観点から、地域の高校性を対象にした企業説明会や、求職者向けの就職フェアに関するチラシの配布を行う。

主な
対象



担当課：人権・男女共同推進室、産業振興課

② 産前産後休業・育児休業後の再就職の支援

- 子育て後も職場へ復帰できるよう、職場の環境整備を支援します。

－主な事業－

1) 子育て後の復職しやすい環境づくり

母親が子育てをしながら、職場に復帰できるよう、様々な情報提供や、相談窓口の提供、関係機関との連携を図る。	主な対象
--	--

担当課：人権・男女共同推進室、産業振興課

2) 女性の再就職の支援【女性起業家支援研修】

起業に関する悩みを抱える女性に、一歩踏み出すきっかけやヒントをつかむための研修会を開催する。	主な対象
--	--

担当課：人権・男女共同推進室

3) 女性のエンパワーメント及び職業能力の開発の推進【職業訓練の啓発、女性電話相談事業、女性起業家支援研修等】

・女性電話相談事業 男女の固定的性別役割分担意識から生じる問題や、女性が抱える様々な悩みなど、相談者とともに考え、相談者自らが問題解決の糸口を見つけ、自分らしく生きることができるよう実施する。 ・女性起業家支援研修 起業に関する悩みを抱える女性に、一歩踏み出すきっかけやヒントをつかむための研修会を開催する。 ・職業訓練の啓発 ハローワークなどと連携し、職業訓練の情報提供や、必要な関係機関につなぐ。	主な対象
--	--

担当課：人権・男女共同推進室



基本目標 4 すべての子どもの権利を守る、きめ細やかな取組の推進

4-1. 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境課題が多様化・複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。

こうした現状に対応するため、国では、児童福祉法が改正され、児童虐待の発生予防から自立支援までの包括的な対策のさらなる強化、児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育てなどが進められています。

本市においても、こども家庭センターにて、妊娠期から子育て世帯、子どもからの相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら子育て支援サービスを活用し、多方面からの支援に努めています。今後も児童虐待の予防や早期発見に努めるとともに、引き続きすべての家庭が子どもを健全に養育できるよう、各種取組の推進が求められます。

基本方針

子どもに対する虐待を未然に防止するため、親子が発信する様々なサインを受け止め、子育てに寄り添う乳幼児健診や健康相談、健診等の未受診者に対する受診啓発、子育て世帯に対する包括的な相談支援体制の強化に努めます。

さらに、虐待を早期に発見するため、市民へ通告義務に関する啓発を行うとともに、迅速かつ適切な対応を行うため、関係各課や関係機関との連携による児童虐待防止活動の強化を図ります。

施策

施策の方向

① 児童虐待防止ネットワークの充実

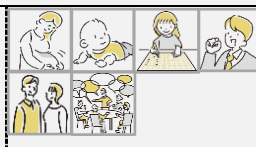
- 児童虐待や非行・不登校・発達障がい等の子どもやその家庭を支援していくため、関係機関との連携を図り、支援ネットワークの充実に努めます。

ー主な事業ー

1) 関係機関と連携した虐待防止体制の強化【要保護児童対策地域協議会】

児童虐待の防止、早期発見等を推進し、要保護児童等に対する適切な保護や支援を図るため、関係機関で情報共有を行う。

主な
対象

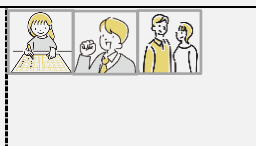


担当課：子育て応援課

2) 学校生活や青少年に関する相談

教育支援センターにおいて学校生活の心配ごと、非行、いじめ等の相談を実施する。

主な
対象



担当課：教育支援センター、学校教育課、子育て応援課

3) 子育て関係団体との連携の促進【民生委員・児童委員、母子保健推進員等との連携による支援】

地域で、子育てに困り感のある家庭を見守るために、民生委員・児童委員、母子保健推進員等と連携、協力を行う。	主な対象 
担当課：子育て応援課、福祉課	

4) 関係機関と連携した子育て支援の充実【学校スクリーニング事業】

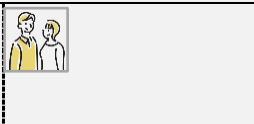
一人ひとりの子どもに、より効果的な関わりをするためにスクリーニングの手法を用いて、学校や家庭での困り感を早期に発見し支援につなげる。	主な対象 
担当課：子育て応援課、学校教育課	

② 養育支援を必要とする家庭への支援の充実

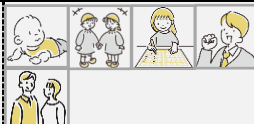
- 育児不安のある保護者や、精神的に不安定な状態で支援が必要な保護者を早期発見するため、相談事業や啓発事業を推進します。

ー主な事業ー

1) 子育ての不安の軽減【児童相談事業】

子育て中の家庭で、困ったことや不安なことをいつでも匿名で相談ができる。	主な対象 
担当課：子育て応援課	

2) 養育を必要とする子ども・家庭へのサービスの充実【子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）】

子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により緊急一時的に親子を一定期間養育・保護する。	主な対象 
担当課：子育て応援課	

3) 養育を必要とする子ども・家庭へのサービスの充実【養育支援訪問事業】

職員が、養育支援が必要であると判断された家庭を訪問し相談を受ける。	主な対象 
担当課：子育て応援課	

4) 養育を必要とする子ども・家庭へのサービスの充実【子育て世帯訪問支援事業】

家事、育児等に対して不安を抱える子育て家庭に対し、訪問支援員等が居宅を訪問し、家事・育児についての不安を傾聴する。	主な対象 
担当課：子育て応援課	

5) 乳幼児健診等未受診者へのフォロー

担当保健師が受診勧奨の連絡や訪問を行うほか、保護者の希望する別の日に健診を行う。	主な対象 
担当課：子育て応援課	

③ 子どもの人権を守る取組の推進

- 子どものいのちを失うような悲しい事件を引き起こすことがないように、子どもの人権や自由を尊重し、啓発等を充実させることで、子どもの人権に関する市民の意識を高めます。

－主な事業－

1) 人権に関する啓発の推進【児童相談事業】

子ども自身や大人が子どもの人権について知り、尊重できるよう啓発を進める。	主な対象	
--------------------------------------	------	---

担当課：子育て応援課、人権・男女共同推進室、学校教育課

④ ヤングケアラーの早期把握と相談支援

- ヤングケアラーを早期に把握し、支援につなげていくため、啓発活動に努め、相談事業を推進します。

－主な事業－

1) 相談窓口の設置

家庭教育支援室にコーディネーターを配置し、誰でも気軽に相談できるよう、LINE 窓口を設置する。	主な対象	
--	------	--

担当課：家庭教育支援室・子育て応援課

2) 研修会等を実施し、啓発活動を推進する

早期発見につなげるため、研修会を実施し啓発を行う。	主な対象	
---------------------------	------	---

担当課：家庭教育支援室・子育て応援課

3) 各関係課・関係機関の連携による早期把握と支援の仕組みづくりの構築

学校スクリーニングや他機関連携を行い、早期発見、支援につなげる仕組みをつくる。	主な対象	
---	------	---

担当課：子育て応援課・学校教育課

4-2. 家庭における子育て支援の推進

現状と課題

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズ等が変化するなかで、柔軟で総合的な取組を行い、すべての子育て家庭への支援を進めてきました。

特にひとり親家庭では、育児や家事の負担が大きいと、経済的な援助ばかりでなく育児相談や家事援助等、自立に向けた生活支援の充実が重要です。

そのため、本市では子育て家庭が自立した生活を送ることができるよう、就労相談や研修会の開催、資格取得に伴う経済的負担の軽減等、各種支援を実施してきましたが、今後も様々な視点から、子育て家庭の生活の安定を図ることが重要です。

基本方針

子育て家庭の経済的な負担の軽減のため、関連する社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請するとともに、制度の周知・啓発や各種支援の充実に努めます。

施策

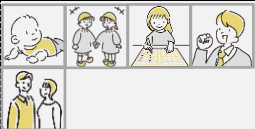
施策の方向

① 子育て家庭への負担の軽減

- 子育て家庭における経済的な負担の軽減を図るとともに、様々な支援に関する周知を図ります。

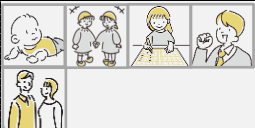
－主な事業－

- 1) 児童の健康の保持・増進に向けた経済的支援【乳幼児・子ども医療費助成、重度心身障害児（者）医療費助成】

・子ども医療費助成 高校生年齢（18 歳）までの児童の保険診療に係る医療費（一部負担金）を助成する。 ・重度心身障害児（者）医療費助成 重度心身障害児（者）が医療機関で診察を受けたときなどに、対象となる保険診療に係る医療費を助成する。	主な対象	
---	------	---

担当課：こども課、福祉課

- 2) その他の経済的支援【児童手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当】

・児童手当 高校生年齢（18 歳）までの児童を養育している人に手当を支給する。（出生の翌日から 15 日以内の申請が必要） ・特別児童扶養手当 障がいのある児童を監護・養育している人に手当を支給する。 ・障害児福祉手当 重度の障がい、日常生活において特別の介護を必要とする在宅障害児に手当を支給する。	主な対象	
--	------	---

担当課：こども課、福祉課

3) その他の経済的支援【紙おむつ用ごみ袋給付事業】

紙おむつを常時使用している世帯の経済的負担を軽減させるため、紙おむつ用ごみ袋を給付する。	主な対象	
--	------	---

担当課：生活環境課

4) その他の経済的支援【三子以上に係る育児支援助成事業（和歌山県）】

小学生以下の子を3人以上養育している人が、一時的な育児支援（一時預かり事業・ファミリーサポートセンター事業・子育て短期支援事業（ショートステイ）・病後児保育事業・一時預かり利用者負担軽減事業）を利用する際に要する費用の一部を助成する。	主な対象	
---	------	---

担当課：こども課

5) その他の経済的支援【就学援助】

小中学校に就学する児童・生徒が、学校で楽しく安心して勉強できるよう、学用品費や校外活動費等の援助を行う。（所得制限あり）	主な対象	
--	------	---

担当課：学校教育課

6) その他の経済的支援【妊婦のための支援給付交付金】

出産後、面談を実施し、産婦に対して子育て応援給付金を支給する。	主な対象	
---------------------------------	------	---

担当課：子育て応援課

② ひとり親家庭等の自立のための支援

- 保護者が自立的で安定した生活基盤を確保できるよう、保護者に対する就労支援をはじめとする各種支援の充実に努めます。

－主な事業－

1) 生活基盤を確保するための支援【ひとり親家庭医療費助成】

18歳以下の子どもを扶養するひとり親家庭等を対象に保険診療に係る医療費（一部負担金）を助成する。（所得制限あり）	主な対象	
--	------	---

担当課：こども課

2) 生活基盤を確保するための支援【児童扶養手当】

ひとり親家庭、または父母のいずれかが一定以上の障がい状態にある児童を養育している人に手当を支給する。（所得制限あり）	主な対象	
--	------	---

担当課：こども課

3) 生活基盤を確保するための支援【母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等】

- 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 教育訓練受給に係る受講料や生活費の一部を支給する。 - 母子父子寡婦福祉資金貸付制度等 子どもの修学資金や就職支度資金など、福祉資金を借りることができる。	主な対象	
---	------	---

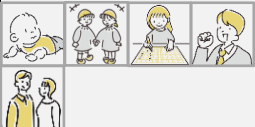
担当課：こども課

4) 母子・父子自立支援員による就労支援【母子家庭等自立支援事業】

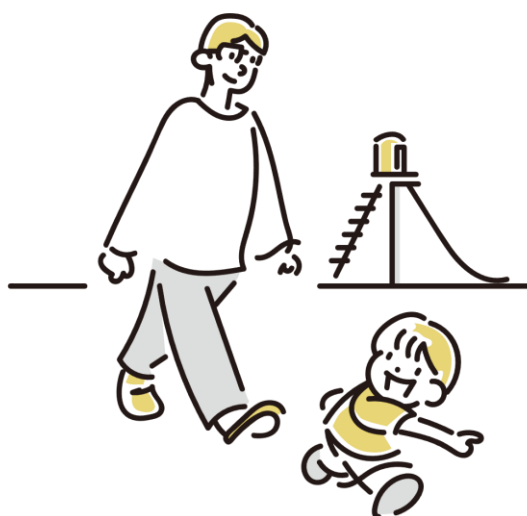
母子・父子自立支援員による就労支援 家庭状況、職業能力の適応、職業訓練の必要性を踏まえ、就業への意欲形成の支援とともに、求人情報等の提供、公共職業安定所へ同行し、就業へとつなげる。 高等職業訓練促進給付金等事業 母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講期間について給付金を支給する。 自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、対象教育訓練講座を受講した場合、修了時に給付金を支給する。	主な対象	
---	------	---

担当課：こども課

5) 生活支援【母子生活支援施設事業】

母子生活支援施設事業 保護が必要な母子を母子生活支援施設に入所させ、生活支援等による自立促進を図る。	主な対象	
--	------	---

担当課：子育て応援課



4-3. 児童発達支援施策の推進

現状と課題

障がいのある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、認定こども園や幼稚園、小学校、関係機関等が連携し、ライフステージを一貫して支援できる体制づくりが求められます。

また、全国的に発達障がいに関する相談と対応へのニーズが高まっており、関係機関との連携の強化や、サービス提供事業所の参画、質の確保を図るとともに、発達障がいを含めた障がいに対する市民の理解を深める取組が重要です。

基本方針

発達障がいなど、支援を必要とする子どもたちの健全育成のため、関係機関との連携を図り、子どもと家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供します。

障がいなどの早期発見に努め、障がいのある子どもの様子や、家族の支援に関する意向を尊重しながら、その家庭にあった適切なサービスを利用・提供できるよう小規模な保育の実施を検討するとともに、児童発達支援事業への理解と啓発、充実に努めます。

また、保健・医療・福祉・療育・教育関係機関の連携を強化し、一貫した相談・指導体制のもと、より良い発達相談事業の推進に努めます。

施策

施策の方向

① 早期発見と療育、教育・保育の充実

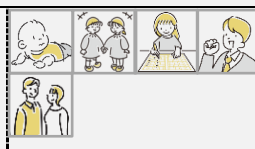
- 乳幼児の健康診査の受診機会等を通じて、疾病や障がいの早期発見に努めるとともに、発達に支援を必要とする幼児や育児に不安のある保護者等の、相談・情報提供体制の充実を図ります。
- 心身の発達に遅れや心配のある子どもの、通園事業や早期療育事業・保育所等訪問支援事業の継続的な実施により、子どもの発達状況の確認や保育士等への指導・助言、家族の支援に努めます。

－主な事業－

1) 相談体制の充実【発達相談員による相談】

1歳から義務教育修了までの子どもに対し、発達の相談を行う。また、子どもの発達状況を確認し、学校・保護者と連携し就学相談を行う。

主な
対象



担当課：子育て応援課、学校教育課

2) 保育士や教員等に対する研修の充実【関係機関や発達相談員による研修の実施等】

一人ひとりの子どもに関わるなかで、保育士や教員等のスキルアップを図るため、子どもの心身の発達に関する研修を行う。

主な
対象



担当課：子育て応援課、学校教育課

② 支援を必要とする児童へのサービスの充実

- 心身の発達に遅れや心配のある児童等へのサービスの充実に努め、相談・情報提供体制の充実を図ることで、児童の発達状況の確認やその家族の支援に努めます。

－主な事業－

1) 療育、教育・保育の充実【療育検討委員会】

たんぽぽ園の入園審査、市が行う発達相談事業において、発達相談を受けた加配を要する幼児への保育士の配置調整等、療育に関する事務を実施する。

主な対象



担当課：こども課、子育て応援課

2) 親子を支える教室・発達支援事業【のびのび教室】

1歳8か月児健康診査後、発達に支援を必要とする子どもや育児に不安のある保護者に対するサポートとして、親子で参加する教室を開催する。

主な対象



担当課：こども課

3) 療育、教育・保育の充実【発達支援保育事業・保護者就労支援保育事業（にこにこルーム）】

- ・発達支援保育事業
発達相談を受けた加配を要する幼児に対し、保育士の加配を行う。
- ・保護者就労支援保育事業（にこにこルーム）
児童発達支援事業所に通う、子どもの保護者の就労支援の一環として、保育時間の延長を必要とする保護者を支援する。
- ・「おむつ」補助事業
児童発達支援事業所に通う子どもたちに対し、施設で過ごしている間のおむつを無償で提供する。

主な対象



担当課：こども課

4) ことばの教室

ことばの遅れや発音の誤りがある場合などに、早期にきめ細やかな関わりを行う。

主な対象



担当課：学校教育課

5) サポート教室

学習内容の振り返りや定着を目指して学習を行う。

主な対象



担当課：学校教育課

4-4. 子どもの貧困対策の充実

現状と課題

国では、ひとり親家庭の半数近くが相対的貧困（全国民の所得の中央値の半分を下回っている状態）の状態にあることが指摘されており、子育て家庭の経済的基盤の安定を図ることは、子どもの育ちにとって重要な課題に位置付けられています。

本市においても、経済状況が安定せず、生活が困難な状況で過ごす子どもが存在することから、安定した生活を送れるよう支援していくことが重要です。

特に、貧困の状況にある子どもにおいては、相対的に不登校等につながりやすく、自己肯定感や学習意欲が低くなる傾向も指摘されていることから、教育上の支援や生活上の支援をはじめ、様々な場面における支援が必要です。

保護者のつながりや居場所づくりを通じて「心の貧困」をなくすとともに、貧困による様々な連鎖を断ち切り、健全な成長を促すための仕組みづくりが必要です。

基本方針

貧困の連鎖には複合的な要因が相互に関連しているため、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等、幅広い視点から、総合的な支援を必要とします。

計画に掲げるすべての施策が、貧困に対する支援につながるという意識のもとに、関係部署との連携をより一層強化します。

施策

施策の方向

① 就労等支援の充実

- 貧困の連鎖を断ち切るために、子育て支援団体や行政が、それぞれの立場で相談や支援につながる仕組みの充実に努めます。

主な事業

- 1) 就労への理解を深める啓発と就労支援【生活困窮者自立相談支援事業、母子自立支援等】

- 母子家庭等自立支援事業 <u>高等職業訓練促進給付金等事業</u> 母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講期間について給付金を支給する。 <u>自立支援教育訓練給付金事業</u> 母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、対象教育訓練講座を受講した場合、修了時に給付金を支給する。 - 生活困窮者自立相談支援事業 経済的に困窮し、最低限の生活が維持できなくなる恐れのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。	主な対象
--	---

担当課：福祉課、こども課

② 支援を必要とする子どもたちの関係部署へのつなぎ

- 支援を必要とする子どもや保護者のニーズを把握し、適切な支援へとつなげる仕組みづくりを進めます。

主な事業

- 1) 学校を核とした連携ネットワークにより、支援を必要とする子どものニーズを把握し、適切な支援につなげる仕組みづくり【学校プラットフォーム化等】

学校を核として、教育関係者や福祉関係者をはじめ、官民が連携し、子どもを総合的に支援する仕組みを整備する。

主
な
対
象



担当課：子育て応援課、学校教育課



第5章 子ども・子育て支援の事業の展開

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

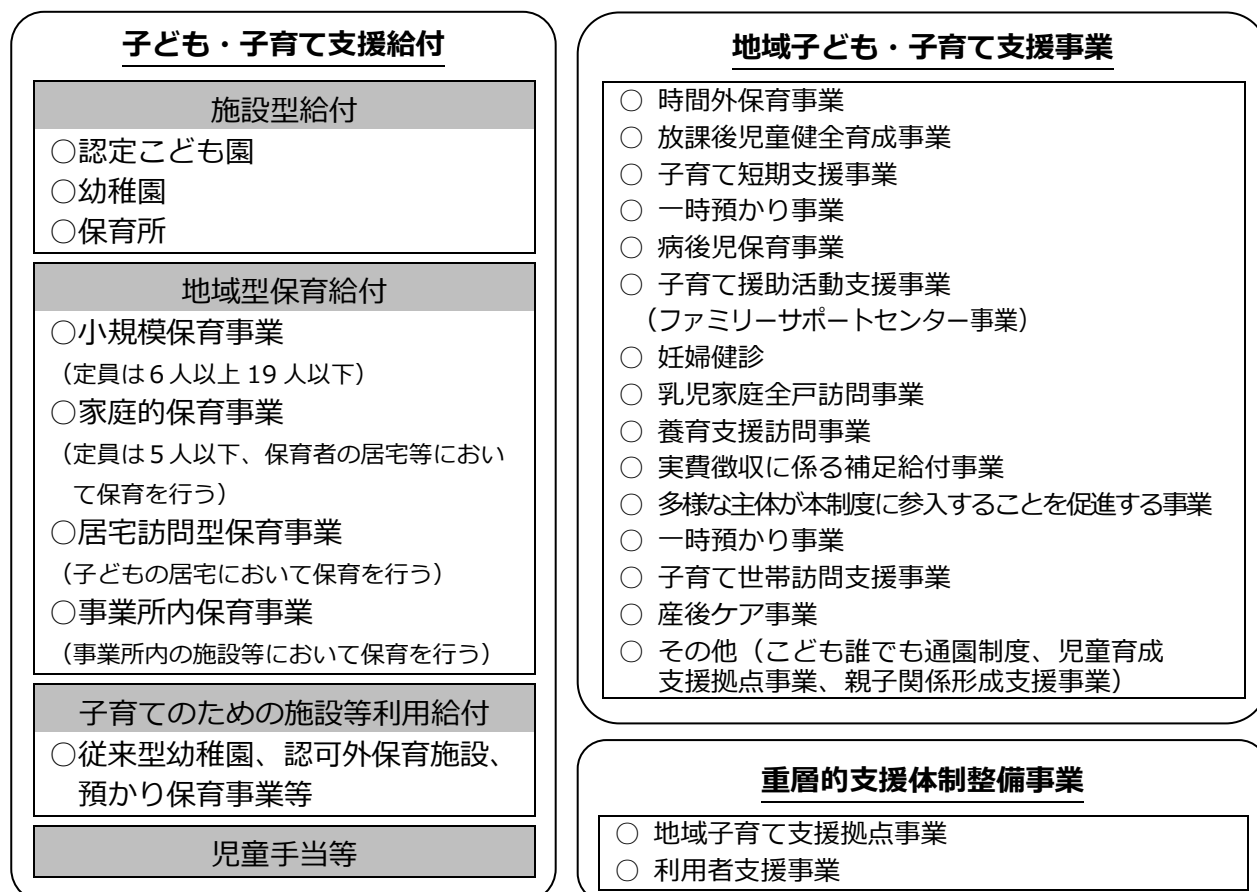
本市においては、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析等をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案し、教育・保育提供区域を1区域に設定します。

2. 量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握したうえで、第2期計画に引き続き、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制について、確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和5年度に実施した「第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ、量の見込みを設定し、今後5年間の施設整備、事業の方向性等を考慮し、確保の内容を設定しています。

【子育て支援の「給付」と事業の全体像】



3. 教育・保育の見込み量及び確保方策等

(1) 前提となる事項

市内に居住する0～5歳の子どもについて、現在の保育所、幼稚園、認定こども園の利用状況にアンケート調査等から把握した利用希望を加味し、令和7年度から令和11年度までの幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」を設定します。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

確保方策の設定にあたっては、待機児童を出さないことを前提とします。

【認定区分と提供施設】

認定区分		保育の必要性	対象施設・事業	認定に要する保育必要量
1号	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
2号		あり	保育所、認定こども園	保育短時間
3号			保育所、認定こども園、地域型保育事業	保育標準時間
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園、特別支援学校等	不要
新2号	3～5歳児	あり	認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業	保育短時間 保育標準時間
新3号	0～2歳児			



4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		令和5年度（実績）			令和7年度				
		1号	2号	3号	1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み (必要利用定員総数)		262 (261)	887 (872)	578 (510)	231	851	117	234	263
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	409	862	491	343	816	99	198	244
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）		147	▲25	▲87	112	▲35	▲18	▲36	▲19

(単位：人)		令和8年度					令和9年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み (必要利用定員総数)		221	811	114	236	257	211	777	111	230	260
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	343	816	99	198	244	343	816	99	198	244
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差（②－①）		122	5	▲15	▲38	▲13	132	39	▲12	▲32	▲16

(単位：人)		令和 10 年度					令和 11 年度				
		1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり		
①量の見込み (必要利用定員総数)		201	735	108	223	253	198	726	105	217	245
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	343	816	99	198	244	343	816	99	198	244
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差 (②－①)		142	81	▲9	▲25	▲9	145	90	▲6	▲19	▲1



（１）１号認定＜３～５歳＞

【事業内容】

満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子どもの認定区分
（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

１号認定については、ニーズの見込量は確保されています。紀見こども園が新設されることで、保護者の教育・保育サービスの選択の幅が広がるとともに、保護者の就労状況の変化に関わらない教育・保育の提供が可能となります。

（２）２号認定＜３～５歳＞

【事業内容】

満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子どもの認定区分
（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

人口の減少に伴い見込み量が減少傾向にあることと、令和７年度より紀見こども園が新設されることで、確保量の不足は徐々に解消される見込みとなります。

（３）３号認定＜０～２歳＞

【事業内容】

満３歳未満の保育を必要とする子どもの認定区分
（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

【確保の方策】

出生数は減少の傾向にあるものの、共働き家庭が増え、３号認定は増加の傾向にあり、０・１歳児の入園数が増加しています。また幼児教育・保育の無償化を見込んだ１・２歳児からの利用も見受けられます。

確保の内容については、今後数年不足の見込みがありますが、市内各園と調整を図りながら、待機児童を発生させないよう量の確保を図ります。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 時間外保育事業（延長保育）

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間（11 時間）の前後 30 分以上において時間を延長して保育を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	449	538	521	505	484	475
② 確保の内容	1,350	1,334	1,334	1,334	1,334	1,334
差（②－①）	901	796	813	829	850	859

【確保の方策】

開所時間（保育標準時間認定）の 11 時間を超えて延長保育を実施している園は、令和 7 年度で公設園 6 園（紀見こども園・三石保育園・橋本・高野口・すみだ・応其こども園）、私立 8 園（みついし・学文路さつき・山田さつきこども園、輝きの森学園、あやの台幼稚園、あやの台・香久の実・橋本さつき保育園）の計 14 園あり、より多様な就労形態等に対応できるようになっています。

今後も引き続き、ニーズに応じた延長保育が的確に提供できる体制を確保していきます。



(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない児童に対して、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

橋本小学校区

（単位：人）	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	79	78	72	70	69	67
②確保の内容	120	80	80	80	80	80
差（②－①）	41	2	8	10	11	13

紀見小学校区

（単位：人）	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	104	110	112	109	112	104
②確保の内容	120	120	120	120	120	120
差（②－①）	16	10	8	11	8	16

境原小学校区

（単位：人）	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	52	66	68	74	73	74
②確保の内容	80	80	80	80	80	80
差（②－①）	28	14	12	6	7	6

柱本小学校区

（単位：人）	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	36	32	28	27	28	25
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差（②－①）	4	8	12	13	12	15

西部小学校区

（単位：人）	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	35	41	38	38	35	32
②確保の内容	80	40	40	40	40	40
差（②－①）	45	▲1	2	2	5	8

学文路小学校・清水小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	26	27	26	26	30	24
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差 (②－①)	14	13	14	14	10	16

隅田小学校・恋野小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	113	120	107	103	95	88
②確保の内容	160	120	120	120	120	120
差 (②－①)	47	0	13	17	25	32

あやの台小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	128	148	150	135	125	121
②確保の内容	120	160	160	160	160	160
差 (②－①)	▲8	12	10	25	35	39

城山小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	116	122	114	104	99	85
②確保の内容	120	120	120	120	120	120
差 (②－①)	4	▲2	6	16	21	35

三石小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	91	104	100	95	93	86
②確保の内容	120	120	120	120	120	120
差 (②－①)	29	16	20	25	27	34

高野口小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	66	81	77	78	77	73
②確保の内容	120	80	80	80	80	80
差 (②－①)	54	▲1	3	2	3	7

応其小学校区

(単位：人)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	63	64	59	55	50	47
②確保の内容	120	80	80	80	80	80
差 (②－①)	57	16	21	25	30	33

【確保の方策】

令和 5 年度では、市内 14 小学校のうち、12 小学校において学童保育を実施しました。また、実施していない 2 小学校については、タクシー等により、近隣の学童保育に通所しました。

利用者の増加が著しい地域において、新たな学童保育を開設するかどうかを含め、教育委員会、学校関係者、学童保育運営団体で協議を行っていきます。また、老朽化の進む専用施設においては、市の財政状況を考慮しつつ、専用施設の建て直しや学校内の空き教室への移動を検討します。

【放課後児童対策パッケージに基づく項目】

●一体型の学童保育及びふれあいルームの令和 11 年度に達成されるべき目標事業量

市内 14 小学校すべてにおいてふれあいルームを実施しており、学童保育を利用している児童は、ふれあいルームのプログラムに参加することができます。小学校内で実施している学童保育は、すべて一体型として実施しており、今後も継続して実施します。

●ふれあいルームの令和 11 年度までの実施計画

ふれあいルームは、市内 14 小学校すべてで実施しており、今後も継続して実施します。

●学童保育及びふれあいルームの一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

小学校内で実施している学童保育は、すべて一体型として実施しており、今後もこの状態が継続できるよう、学童保育の支援員とふれあいルームのコーディネーターが連携し、プログラムの内容・実施日時等について、検討及び情報共有を図ります。

●小学校の余裕教室等の学童保育及びふれあいルームへの活用に関する具体的な方策

学童保育は、実施校 12 校のうち 10 校で余裕教室、さらにそのうち、放課後のみ 2 校で特別教室を利用して実施しています。ふれあいルームは、特別教室、図書室、体育館等の一時利用で実施しています。今後も学校関係者と協議を行い、積極的な活用に努めます。

●学童保育及びふれあいルームの実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

学童保育に係る業務は教育委員会が補助執行しており、いずれの事業も教育委員会で実施する体制となっています。今後も継続して連携強化に努めます。

●特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

市内の学童保育は、すべて NPO 法人や保護者会等が運営しており、特別な配慮を必要とする児童への対応については、各運営団体で受入の判断を行い、必要に応じて専門的な知識を有する指導員を配置しています。

今後も、利用者の実態等を踏まえたうえで、運営団体と連携し、特別な配慮を必要とする児童を受け入れられるよう努めていきます。

●地域の実情に応じた学童保育の開所時間の延長に係る取組

開所時間及び延長については、学童保育の運営団体が独自に設定しています。現在、学童保育の開所時間はすべて午後 7 時 00 分までとなっており、一部の学童保育で利用者の実態等に応じて午後 7 時 30 分までの延長を行っています。

今後も運営団体と連携して、地域の実情に応じた開所時間の延長を継続していきます。

●学童保育の役割をさらに向上させていくための方策及び利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

学童保育は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を授業の終了後に単に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりなどを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を负っています。市内の運営団体は、その役割を認識し、学童保育での遊び・生活を通じた実現に向けて、創意工夫を図りながら主体的な取組をしています。今後も行政と運営団体とが情報交換、方針確認等を通じて、学童保育の役割向上に努めます。

また、個々の学童保育により違いはありますが、おたよりやホームページ、地域イベントでの啓発等、様々な手段で活動内容の周知を図っています。今後も、情報発信の充実を図れるよう、運営団体と連携していきます。

（３）子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の疾病や育児疲れなどの理由により家庭での養育が一時的に困難となった児童及び保護者や緊急一時的に保護を必要とする親子を一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：泊数）	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	188	70	70	70	70	70
②確保の内容	300	300	300	300	300	300
差（②－①）	112	230	230	230	230	230

【確保の方策】

保護者の育児疲れや、入院等により利用が増加する場合があります。養育が困難で、児童の保護を要するケースの場合は、児童相談所が一時保護を決定することが多くなっています。

今後も、養育及び保護を要する児童については、児童相談所との連携のもと取り組んでいくことが予想されますが、本事業を積極的に活用し家庭の安定を図るため、事業実施施設等の体制強化を図ります。

（４）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場において、子育てのアドバイスや育児への不安等、相談できる環境を提供し、助言やその他の援助を行い子育て支援へとつなげる事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人回/月）	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	813	859	847	835	812	789
②確保の内容	1,520	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
差（②－①）	707	461	473	485	508	531

【確保の方策】

令和 7 年度より市内北部にも子育て支援センターを開設し、9 か所に増えた各子育て支援センターはそれぞれ独自の取組があるため、親子は地域を限定せず、自由に市内の子育て支援センターを利用しています。

今後も地域の子育て支援の拠点として相談及び各種支援を行えるよう体制強化を図ります。

（５）一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。認定こども園の１号認定子どもを対象にしたものと、それ以外のものがあります。

認定こども園の１号認定子どもを対象とした一時預かりは、３歳から５歳の児童が対象で、それ以外の対象については、理由を問わず、保育所で一時的に子どもを預けることができます。

① １号認定による一時預かり・２号認定による定期利用

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	9,843	12,513	11,575	10,707	9,904	9,161
②確保の内容	29,812	14,800	14,800	14,800	14,800	14,800
差（②－①）	19,969	2,287	3,225	4,093	4,896	5,639

② その他の一時預かり（一時保育・トワイライト）

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	825 (822+3)	1,456 (1,436+20)	1,411 (1,391+20)	1,369 (1,349+20)	1,312 (1,292+20)	1,285 (1,265+20)
②確保の内容	2,040	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
差（②－①）	1,215	94	139	181	238	265

※量の見込みは、（一時保育＋トワイライト）の数値を入力し、確保の内容は、一時保育 1,450 とトワイライト 100 で入力しています。

【確保の方策】

二一ズの見込みに対しては実施施設の拡充も含め、実情に応じた事業の実施に努めます。

（６）病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり、集団保育等が困難かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に、一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	26	58	58	58	58	58
②確保の内容	580	290	290	290	290	290
差（②－①）	554	232	232	232	232	232

【確保の方策】

現状の施設で確保が可能であると考えられますが、今後も市内保護者への啓発に努めるとともに、事業実施園と協議の上、サービスの提供方法について検討を進めます。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、子育てのサポートをしてほしい方（依頼会員）とサポートできる方（提供会員）が互いに会員登録をし、センターの橋渡しにより、様々な育児の手助けを行う事業を実施します。また、妊娠中の方も含め、家事援助のサポートも行います。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：件）	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,031	992	992	992	992	992
②確保の内容	1,036	1,146	1,146	1,146	1,146	1,146
差（②－①）	5	154	154	154	154	154

【確保の方策】

より安心安全な援助活動を行うため、提供会員へのスキルアップ研修を実施するとともに、おためし体験等の取組により、センターの機能強化や制度の周知、提供会員の増員に努めます。

(8) 利用者支援事業

①こども家庭センター型

【事業内容】

すべての妊産婦や子育て家庭が、地域子ども・子育て支援事業や教育・福祉施設等を円滑に利用できるよう、身近な相談場所として情報提供や助言等必要な支援を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
差 (②－①)	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用者支援機能を果たすため、日常的に地域の様々な子育て支援関係者及び関係課・関係機関との連携に努め、個々の家庭に応じた多様なニーズに対応できるよう支援体制を整備し、切れ目のない支援を提供します。

②妊娠等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：件、回)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
妊娠届出数 (件)	－	302	287	273	258	243
面談実施合計 (回)	－	702	669	637	602	567
②確保の内容	－	906	861	819	774	729
差 (②－①)	－	204	192	182	172	162

※面談回数は1組2回＋希望により1回追加（妊娠届出数の1/3）

※確保の内容は面談回数1組3回で計算

【確保の方策】

利用者支援機能を果たすため、面談希望日を予約受付し、専門職員がニーズの聞き取りを実施し、必要なサービスの情報提供を行います。また、必要に応じて、医療機関や関係機関と連携し、切れ目ない支援を提供します。

（９）妊産婦健診

【事業内容】

妊婦及び産婦の健康の保持・増進を図るため、妊娠期間中～産後１か月の間で、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	290	302	287	273	258	243
②確保の内容	441	368	368	368	368	368
差（②－①）	151	66	81	95	110	125

【確保の方策】

安心して妊娠・出産につなげられるよう、早期届出について啓発に努めます。

（１０）乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）	令和５年度 実績	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	144	249	235	212	209	196
②確保の内容	326	277	262	248	233	218
差（②－①）	182	28	27	36	24	22

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施するとともに、母子保健推進員の活動について啓発を充実することで勧奨に努めます。

(11) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	17	60	60	60	60	60
②確保の内容	320	300	300	300	300	300
差 (②－①)	303	240	240	240	240	240

【確保の方策】

要保護児童対策地域協議会等を通じ、養育支援が必要であると判断された家庭に対して、訪問支援を実施し、利用者のニーズに応じて、子育て世帯訪問支援事業などと組み合わせ、支援が途切れないようきめ細かな支援に努めます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	－	100	100	100	100	100
②確保の内容	－	300	300	300	300	300
差 (②－①)	－	200	200	200	200	200

【確保の方策】

こども家庭センターに入る相談や関係課・関係機関からの情報提供、ケース会議等の支援方針により、支援の必要性の高い対象者へ確実に支援が行えるよう事業の整備に努めます。

（13）産後ケア事業

【事業内容】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図り、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整える事業です。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日）	令和 5 年度 実績	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	－	127	120	108	107	100
②確保の内容	－	200	200	200	200	200
差（②－①）	－	73	80	92	93	100

（14）その他

① 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

地域の実情を勘案しながら実施を検討します。

② 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を図ります。

③ こども誰でも通園制度

【事業内容】

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠のなかで就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所・認定こども園等を利用できる制度です。

【確保の方策】

地域の実情を勘案しながら実施を検討します。

④ 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐ等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【確保の方策】

地域の実情を勘案しながら実施を検討します。

⑤ 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設ける等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【確保の方策】

地域の実情を勘案しながら実施を検討します。

6. 教育・保育の提供及び推進体制の確保について

（１）幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

令和７年度より公設公営の紀見こども園を開園します。乳幼児数・園児数の動向を踏まえ、こども園の体制確保に努めます。

また、子どもたちが幼児教育から小学校教育へ円滑に移行するための取組として、保育者と教員が相互参観や合同参観する機会、園児と小学生が交流する機会、小学校区内の園児同士が交流する機会等を計画的に実施していきます。また、保護者と教員が合同研修する機会を通じて、発達や学びの連続性の大切さを確認し合い、より充実した教育・保育に努めます。

（２）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

新制度未移行幼稚園の保育料やこども園での預かり保育料、認可外保育施設等の利用に伴う施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等、法に基づく事務の執行や権限の行使について、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。

本市では、給付申請について、制度の周知を図るとともに、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、保育所等の施設で取りまとめ、保護者への支払いは年４回とする等、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組んでいます。



第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

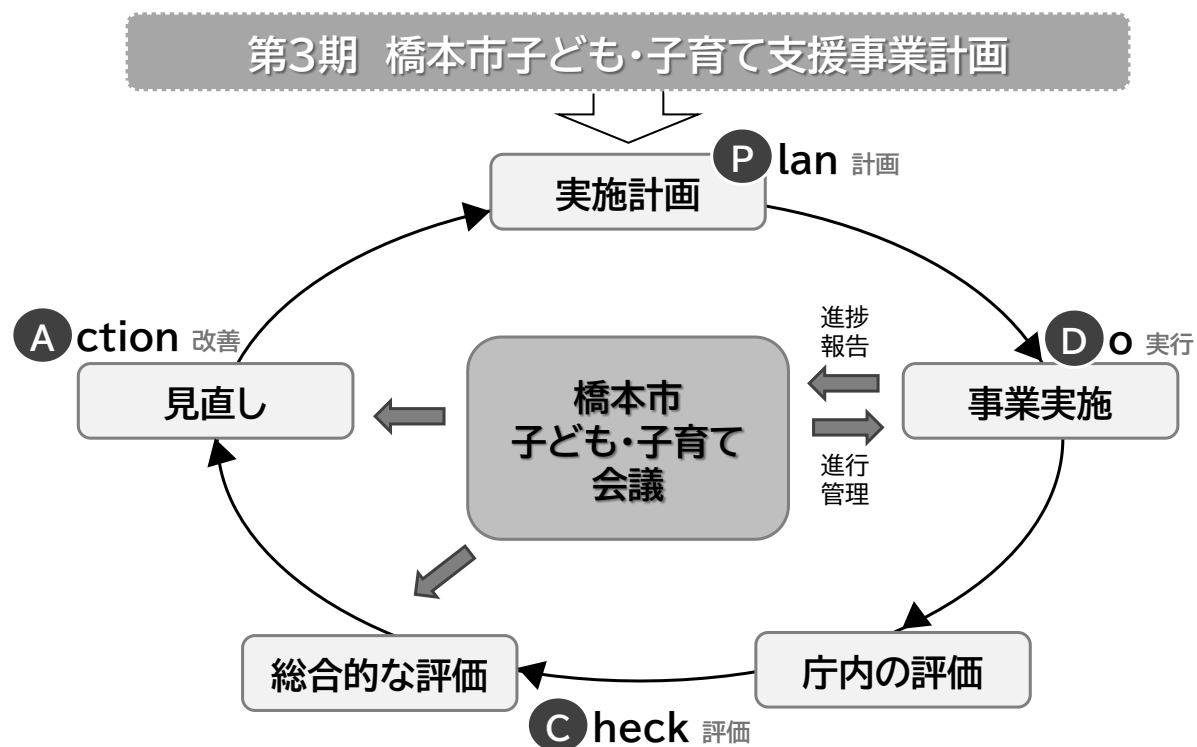
本計画の推進においては、行政だけでなく、様々な分野の関わりが必要です。家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に則した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、「橋本市子ども・子育て会議事務局」（子育て支援各施策の担当課）において、施策・事業の進捗状況を把握し、情報共有を行うとともに、有識者と市民参画により構成される「橋本市子ども・子育て会議」に報告し、計画の推進と進行管理を行います。

【計画の点検・評価体制】



資料編

（１）評価指標一覧（一部抜粋）

基本目標１ 地域ぐるみの子ども・親の健やかな育み支援

活動指標	実績値	目標値
1-1. 地域における子育て支援サービスの充実		
ファミリーサポートセンターへの登録会員数	(依頼会員) 470 人 (提供会員) 176 人 (両方会員) 31 人 (令和 5 年度)	(依頼会員) 490 人 (提供会員) 190 人 (両方会員) 35 人 (令和 10 年度)
1-2. 教育・保育サービスの充実		
公的研修等の開催回数・参加人数	2 回・220 人 (令和 5 年度)	3 回・247 人 (令和 10 年度)
1-3. 子どもの居場所づくり		
子ども館・児童館利用数	24,350 人 (令和 5 年度)	30,000 人 (令和 10 年度)
1-4. 子どもと親の生命と健康を守る取組		
いのちを育む授業の開催回数・参加人数 (小学 4 年生・中学 3 年生)	小学 4 年生 14 校 14 回・443 人 中学 3 年生 6 校 16 回・414 人 (令和 5 年度)	小学 4 年生 14 校 14 回・410 人 中学 3 年生 6 校 15 回・374 人 (令和 10 年度)
1-5. 学校・家庭・地域の連携の推進		
ふれあいルーム等の開催回数	411 回 (令和 5 年度)	500 回 (令和 10 年度)

基本目標２ 安全で安心して暮らせる環境づくり

活動指標	実績値	目標値
2-1. 子どもが安心して暮らせる環境づくり		
学校・園等での防災教育実施状況 (中学校、小学校、保育所・こども園等) (毎年 1 回、毎月 1 回)	100% (令和 5 年度)	100% (令和 10 年度)
2-2. 事故から子どもを守る活動		
登下校の見守り活動（ボランティア登録者数）	376 件 (令和 5 年度)	450 件 (令和 10 年度)

基本目標 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

活動指標	実績値	目標値
3-1. 男女共同参画の意識の啓発と教育の推進		
父親向けの子育てイベント等の開催回数・参加者数	12 回・80 組 (令和 5 年度)	15 回・90 組 (令和 10 年度)
3-2. 企業や地域への働きかけの推進		
ワーク・ライフ・バランスに関する制度説明資料等の配布	275 件 (令和 5 年度)	400 件 (令和 10 年度)

基本目標 4 すべての子どもの権利を守る、きめ細やかな取組の推進

活動指標	実績値	目標値
4-1. 児童虐待防止対策の推進		
虐待防止に関する研修会の開催回数・参加者数	2 回・148 人 (令和 5 年度)	3 回・200 人 (令和 10 年度)
4-2. 家庭における子育て支援の推進		
就労支援の実施状況	17 件 (令和 5 年度)	30 件 (令和 10 年度)
4-3. 児童発達支援施策の推進		
発達相談員による研修会等の開催回数・参加者数	16 回・230 人 (令和 5 年度)	15 回・200 人 (令和 10 年度)
4-4. 子どもの貧困対策の充実		
子どもの貧困対策に関する研修会・説明会等の開催回数・参加者数（累計）	8 回・236 人 (令和 5 年度)	15 回・500 人 (令和 10 年度)



(2) ライフステージ別子育て支援関連事業一覧

※高校生等対象事業で主なもの

妊娠・出産

乳幼児

小学生

中学生

1-1 母子手帳アプリの配信

1-1 子育てガイド「子育てのびのび」の配布

1-1 「子育て情報サイト（はむと）」の運営

1-1 LINE（ライン）での情報発信

1-4 一般不妊治療費助成制度

1-4 妊娠の届け出（母子健康手帳の交付）

1-4 助産施設入所事業

1-4 妊産婦訪問指導

1-4 ママパパ教室等

1-4 妊婦健康診査費等助成事業



▶▶▶ 地域で子どもを支える支援

1-1 ファミリーサポートセンター事業

▶▶▶ 交流の場づくり

1-1 子育て支援センター事業

1-1 あかちゃんひろば

1-1 ハイハイヨチヨチタイム

1-1 親子サークル

1-1 双子三つ子を育てる親の交流会

1-1 乳幼児の交流教室等

1-1 それいけ！わんパーク

1-1 8か月あそびの教室

▶▶▶ 健康を守るための取組

1-4 離乳食教室

1-4 予防接種事業

1-4 乳児・幼児健康診査・健康相談

1-4 発達相談

1-4 にこここ歯磨き教室

1-4 離乳食後期・幼児食栄養相談

1-4 就学時健康診断

4-1 乳幼児健診等未受診者へのフォロー

1-3 ブックスタート事業

▶▶▶ 保育・教育等のサービスを提供する取組

1-2 保育所・こども園

1-2 延長保育事業

1-2 保育士確保対策の実施

1-2 幼児期の教育・保育の連携

1-2 病後児保育事業

1-2 教育・保育の質を向上するための研修の実施

1-2 保育士等処遇改善の実施

4-1 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）※

▶▶▶ 訪問を通じた支援

1-4 新生児・乳幼児・未熟児訪問指導

1-4 乳児家庭全戸訪問事業

4-1 養育支援訪問事業

4-1 子育て世帯訪問支援事業

▶▶▶ 発達・療育の支援

4-3 のびのび教室

4-3 ことばの教室

4-3 関係機関や発達相談員による研修の実施

4-3 発達支援保育事業

4-3 発達相談員による相談

4-3 サポート教室

4-3 療育委員会

▶▶▶ 学習・育みにかかわる取組

1-5 算数教室・科学教室・発明クラブ

1-3 子ども館・児童館活動

1-4 消費生活センター、各種安全教室等

1-5 教育研究委託事業

2-3 消費者教育・啓発

4-2 就学援助

1-4 いのちを育む授業

1-5 キャリア教育

1-5 コミュニティ・スクール

3-1 仲間づくりの機会、遊び場等の情報提供

4-4 学校プラットフォーム化

1-5 家庭教育支援事業

1-5 適応教室「憩の部屋」

▶▶▶ 食育の推進

▶▶▶ 放課後等の居場所づくり

1-3 学童保育

1-3 放課後等デイサービス事業※

1-3 ふれあいルーム

1-4 給食だより等

1-4 交流会の実施

1-4 アレルギー対応給食の提供

▶▶▶ 学校等の相談支援

1-4 家庭環境に応じた情報提供

1-5 教育相談の充実（スクールカウンセラー配置事業の活用）

2-3 カウンセリング等支援事業

4-1 学校生活や青少年に関する相談

▶▶▶ 防犯等、安全を守る取組

2-3 安全パトロール

2-2 事故防止に関する啓発事業、交通安全教育

2-3 防犯訓練

2-3 防犯教育、消費者教育、情報モラル教育等の実施

2-3 子ども安全教室

2-3 きしゅう君の家運動

▶▶▶ 健康を守るための取組

1-4 緊急医療体制の充実

1-4 休日急患医療体制の充実

▶▶▶ 多世代交流・居場所づくり

1-5 市民活動サポートセンター事業

1-3 図書館事業

1-3 公園・広場等の管理

1-3 こども食堂

1-5 地域における異世代の交流機会の提供（公民館事業等）

▶▶▶ 様々なつながりづくり

1-5 青少年団体等の各種団体への活動支援

1-5 人と人とのつながりによる活力のある地域づくり（共育コミュニティの推進）

2-1 地域清掃活動等を通じた環境学習

▶▶▶ 悩みや負担を減らすための相談

1-4 人権相談

1-4 学校生活関連心配ごと相談

1-4 家庭児童相談室事業※

1-4 乳幼児の発達状況や健康相談、育児相談の充実（健康相談事業）

1-4 市民相談

1-4 子どもに関する相談※

4-4 生活困窮者自立相談支援事業

▶▶▶ 子育てへの男女の参画促進

3-1 父親の子育て参加促進事業

3-2 子育て後の復職しやすい環境づくり

3-1 すべての男女が力を引き出し育むためのエンパワーメント講座の開設

3-1 講座やイベントを通じた啓発

3-2 ワーク・ライフ・バランスに係る制度説明資料の配布

▶▶▶ 子どもの権利を守るための取組

3-1 人権教育の推進※

4-1 ヤングケアラー相談窓口の設置※

4-1 人権に関する啓発の推進（児童相談事業）※

4-1 児童虐待防止に向けた子育て関係団体との連携の促進※

4-1 ヤングケアラーに関する研修会※

4-1 各関係機関・関係団体の連携による、ヤングケアラーの早期把握と支援の仕組みづくり※

▶▶▶ 地域で子どもの安全を守るための取組

2-2 通学路安全推進会議

2-1 地域防災訓練

2-1 防災教育の推進

2-2 通学路の安全確保・バリアフリー化等

2-2 青少年育成市民会議

2-1 各種避難訓練

4-1 要保護児童対策地域協議会※

▶▶▶ 障がいのある子どもへの支援

4-2 重度心身障害児（者）医療費助成※

4-2 母子・父子家庭に対する支援

▶▶▶ 地域での防災の促進

2-1 小学校防災キャンプ事業

2-1 各種避難訓練

4-2 母子・父子寡婦福祉資金貸付制度※

4-2 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金※

4-2 母子家庭等自立支援事業※

4-2 母子生活支援施設事業※

4-2 ひとり親家庭医療費助成※

1-4 生活習慣病予防のための各種健診

2-1 食品ロス削減につながる活動の推進



▶▶▶ 助成等の支援

4-2 児童扶養手当※

4-2 特別児童扶養手当※

4-2 児童手当※

4-2 乳幼児・子ども医療費助成※

4-2 紙おむつ用ごみ袋給付事業

4-2 三子以上に係る育児支援助成（和歌山県）

(3) はしもと市子育て MAP

はしもと市

子育てMAP

番号	名 称	電話番号	番号	名 称	電話番号
①	紀見こども園 🌱(めだかのおへや)	37-2209 (4月より利用可)	③2	橋本中央中学校	32-0101
②	三石保育園	36-2220	③3	隅田中学校	32-0729
③	輝きの森学園	36-5055	③4	紀見東中学校	37-0500
④	みついしこども園	37-2236	③5	紀見北中学校	37-5060
⑤	橋本さつき保育園	39-1230	③6	高野口中学校	42-5555
⑥	香久の実保育園 🌱(たまごくらぶ)	43-1015	③7	古佐田丘中学校	32-0049
⑦	あやの台チルドレンセンター 🌱(ポトフのおなべ)	34-7870	③8	初芝橋本中学校(募集停止)	37-5600
⑧	高野口こども園 🌱(キオラクラブ)	43-1305	③9	中央公民館	33-0034
⑨	すみだこども園 🌱(さくらんぼルーム)	33-1121	④0	紀見地区公民館	25-5151
⑩	橋本こども園 🌱(カナカナクラブ)	33-7070	④1	郷土資料館	25-5150
⑪	応其こども園 🌱(ひまわりルーム)	44-3322	④2	学文路地区公民館	34-1546
⑫	学文路さつきこども園 🌱(ハッピールーム)	26-8666 26-8669 (園は8666)	④3	隅田地区公民館	34-2312
⑬	こののほっとルーム 🌱	32-9345	④4	橋本地区公民館	34-2750
⑭	たんぽぽ園	20-6515	④5	紀見北地区公民館	37-2867
⑮	つくしんぼ園	42-0100	④6	山田地区公民館	33-2656
⑯	紀見小学校	32-1522	④7	恋野地区公民館	33-2458
⑰	柱本小学校 岡潔数体験館	37-2811 25-5050 (土・日・祝) 33-3704 (平日)	④8	高野口地区公民館	33-3111
⑱	境原小学校	37-0808	④9	はらだ子ども館	33-0330
⑲	橋本小学校	32-0059	⑤0	きしかみ子ども館	32-5094
⑳	学文路小学校	32-0079	⑤1	名古屋児童館	42-5560
㉑	清水小学校	32-0307	⑤2	友愛児童館	42-5004
㉒	隅田小学校	32-0714	⑤3	図書館	33-0899
㉓	あやの台小学校	37-4001	⑤4	橋本市役所 保健福祉センター	33-1111
㉔	恋野小学校	32-1355			
㉕	西部小学校	33-0472			
㉖	城山小学校	37-2055			
㉗	三石小学校	37-3822			
㉘	高野口小学校	42-2061			
㉙	応其小学校	42-2067			
㉚	きのかわ支援学校	42-0415			
㉛	きのくに子どもの村学園	33-3370			

遊び場

- ・**保育園・こども園**
(園開放・園庭解放)
親子の遊びや交流のために、保育園・こども園を開放しています。開放日時は各園にお問い合わせください。
- ・**各地区公民館**
絵本を多く取り揃えた図書室を開放しています。また、子育て中のママパパを応援するイベントを実施しています。
- ・**図書館**
本の貸し出しや、親子で本に親しんでもらうイベントを実施しています。
- ・**児童館・子ども館**
子どもや保護者対象の催しなど親子も楽しめる場を提供しています。
- ・**公園**
対象年齢に合わせたさまざまな公園があります。場所などの情報は子育て情報サイト「はびもと」をご覧ください。

子育て支援センター

市内に9カ所(🌱子育て支援センター①、⑥～⑬)があります。妊娠中から育児に関する不安を解消するためのサポートをします。親子の交流や遊びの場の提供もしています。

子育て応援課 (こども家庭センター「ハートブリッジ」)

妊娠・出産期から18歳までの子育て世代を対象とし、保健師が相談に応じ子育て支援機関と連携してサポートを行います。

場 所 保健福祉センター内
電話番号 0120-583-336
Eメール kenkou@city.hashimoto.lg.jp

学童保育

児童の健全育成と子育て支援を図るため、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供しています。

こども食堂

橋本市内にある食事の提供等を通じて子どもの居場所や地域の交流の場です。ぜひご覧ください。

子育て情報サイト「はびもと」

橋本市の子育てに関する情報をまとめた「はびもと」には、さまざまな制度の紹介や公園情報なども掲載しています。ぜひご利用ください。

橋本市子育てガイド「子育てのびのび」

この冊子を開けば、お子様の成長に伴い必要な情報を得ることができるように作成しています。ぜひご利用ください。

保健福祉センター

2階にある遊戯室・屋外遊戯場は月～土(祝日は除く)13:00～17:00
※土曜日は屋外遊技場を利用できません。
こども課では、団体・サークル向けにボールプールなどのおもちゃを貸し出しています。詳しくはお問い合わせください。

(4) 橋本市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。） 第 72 条第 1 項の規定に基づき、橋本市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げる事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第 8 条 委員及び前条の規定により会議に出席した関係者は、会議で知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 13 日条例第 9 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 橋本市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等	委 嘱 期 間
市民公募	佐々木 詩織	公募委員	令和5年2月10日 ～令和7年2月9日
	戸島 浩子	公募委員	令和5年2月10日 ～令和7年2月9日
保育園保護者 代表	森中 裕哉	橋本市保育園こども園保護者会連合会 会長	令和5年2月10日 ～令和6年6月18日
	西村 真由美	橋本市保育園こども園保護者会連合会 会長	令和6年6月19日 ～令和7年2月9日
幼稚園保護者 代表	色谷 さつき	橋本市幼稚園PTA（紀見幼稚園PTA代表） 会長	令和5年2月10日 ～令和6年6月18日
	川口 奈穂	橋本市幼稚園PTA（境原幼稚園PTA会長） 会長	令和6年6月19日 ～令和7年2月9日
保育園経営者 代表	武藤 廣茂	社会福祉法人 白鳩会 あやの台保育園 園長	令和5年2月10日 ～令和7年2月9日
こども園経営者 代表	佐々木 和代	社会福祉法人 顕陽会 顧問	令和5年2月10日 ～令和7年2月9日
学識経験者	古井 克憲	和歌山大学 教授	令和5年2月10日 ～令和7年2月9日
社会福祉関係団体 代表	奥村 里枝子	橋本市民生委員児童委員協議会 会長	令和5年2月10日 ～令和7年2月9日
	小弓場 小夜	橋本市母子保健推進委員会 会長	令和5年2月10日 ～令和7年2月9日
学童保育関係者	守安 久美	橋本市学童保育連絡協議会 代表	令和5年2月10日 ～令和7年2月9日
地域子育て支援者	前迫 早苗	特定非営利活動法人 橋本おやこ NPO 理事長	令和5年2月10日 ～令和7年2月9日
発達支援事業 関係者	植田 京子	社会福祉法人 桃郷 つくしんぼ園 園長	令和5年2月10日 ～令和6年6月18日
	松尾 真由美		令和6年6月19日 ～令和7年2月9日
指定管理者 （公設民営）代表	野上 紀代	社会福祉法人子どもの家福祉会 橋本こ ども園 事務長	令和5年2月10日 ～令和7年2月9日
行政	久保 雅裕	橋本市健康福祉部 部長	令和5年2月10日 ～令和7年2月9日
	堀畑 明秀	橋本市教育委員会 部長	令和5年2月10日 ～令和6年6月18日
	岡 一行	橋本市教育委員会 部長	令和6年6月19日 ～令和7年2月9日

敬称略・順不同

（６）橋本市子ども・子育て支援事業計画策定経過

開催年月日	開催事項	概 要
令和５年 11月17日	令和５年度 第１回 橋本市子ども・子育て会議	①事業計画策定スケジュール ②第３期橋本市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
令和５年 12月26日 ～令和６年 2月9日	第３期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査実施	橋本市内在住の「就学前児童」「小学生児童」の世帯・保護者を対象にアンケート調査を実施
令和６年 3月21日	令和５年度 第２回 橋本市子ども・子育て会議	①第３期橋本市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について ②第２期橋本市子ども・子育て支援事業の実施状況について ③令和５年度主な子ども・子育て関連事業について ④令和５年度新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策事業について
令和６年 7月3日	令和６年度 第１回 橋本市子ども・子育て会議	①第３期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果報告について ②第３期橋本市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ③橋本市子ども・子育て支援事業計画（第２期）評価シートについて
令和６年 8月1日 ～8月31日	第３期橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に係る 団体調査実施	橋本市で子育て支援に取り組む団体を対象にアンケート調査を実施
令和６年 9月20日	令和６年度 第２回 橋本市子ども・子育て会議	①第２期橋本市子ども・子育て支援事業の実施状況について ②第３期橋本市子ども・子育て支援事業計画素案について
令和６年 12月4日	令和６年度 第３回 橋本市子ども・子育て会議	①第３期橋本市子ども・子育て支援事業計画素案について
令和７年 1月6日～ 1月17日	第３期橋本市子ども・子育て支援事業計画（案）への 意見募集（パブリックコメント）	計画（案）に対するご意見を、広く募集するため、パブリックコメントを実施
令和７年 2月3日	令和６年度 第４回 橋本市子ども・子育て会議	①第３期橋本市子ども・子育て支援事業計画案について



(7) 用語解説

あ行

預かり保育

保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜日、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行うもの。従来から地域の実情に応じて個々の幼稚園の判断で実施されてきたが、平成12年から施行された「幼稚園教育要領」に位置付けられた。

アセスメント

個人の状態像を理解し、必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べること。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。

いじめ

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)においては、「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

か行

核家族

「夫婦とその未婚の子女」「夫婦のみ」「父親または母親とその未婚の子女」のいずれかからなる家族。

核家族化

都市化や高度経済成長とともに、3世代同居等の「大家族世帯」が減少し、夫婦とその未婚の子どもで構成される家族、いわゆる「核家族世帯」が増加する現象。

確保方策

量の見込みに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期。

可処分所得

「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことである。これにより購買力の強さを測ることができる。

基本的生活習慣

食事、排泄、睡眠、清潔、着脱衣、お手伝い、あいさつといった習慣。

キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育。

教育・保育施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所。

教育・保育提供区域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。

協働

2つ以上の異なる組織やセクターが、対等の立場で共通の目的を実現するために協力して活動する関係のあり方。

子育て応援課

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

コーディネーター

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関。

子ども

子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき策定された「子ども・若者ビジョン」においては、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担うこととされている。令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）等において全国展開を図ることとされている。

子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」に基づき平成27年4月施行の「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定や進捗管理について、行政以外から幅広く意見を聴くための会議。

子ども・子育て支援制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

子ども・子育て支援法

子どもを産み、育てやすい社会の創設を目的とした法律で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」などが規定されている。

子どもの権利

日本国憲法第11条の基本的人権の保障などを踏まえ、実定法としては児童福祉法で国民の責務と児童福祉の理念等が明記されている。平成28年の児童福祉法の改正により子どもが権利の主体であり、最善の利益が保障されることを理念として明確化した。平成元年には、国連で「児童の権利に関する条約」が採択され、安心して生きる権利、自分らしく守られる権利、豊かで健やかに育つ権利、意見を表明し参加する権利などを守るよう定められた。わが国は平成6年に条約を批准した。

子どもの貧困

様々な家庭の事情から、健やかな成長に必要な生活環境や、教育の機会を得られないこども。「一日のなかで栄養バランスのとれた食事は学校の給食だけ」「経済的な理由で進学をあきらめる」などがある。

子どもの貧困率

子ども（17 歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。

コミュニティ

一定の地域において共同体意識を持って住む人々が形成する集団、地域社会。

産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

自己肯定感

自尊感情ともいう。一人ひとりが自分の長所や自慢できること、短所や不十分なところも含めて、自分の価値や存在意識を肯定し、さらにまわりの人に自分を認めてもらうことによって生まれる。

さ行

実費徴収

教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当する。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができる。

児童

法律により定義が異なり、学校教育法では満 6 歳～12 歳を学齢児童、児童福祉法では満 18 歳未満を児童と定義する。

児童館

児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。

指導監督

認可外保育施設などの施設が、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、都道府県等が立入調査するもの。

児童虐待

虐待の種類は、こどもを殴る・蹴るなど体に暴行を加える「身体的虐待」、わいせつな行為を行う「性的虐待」、こどもの保護を怠ったり養育を放棄したりする「ネグレクト」、言葉や態度などでこどもの心を傷つける「心理的虐待」の4タイプに分類されるが、いくつかのタイプの虐待が複合して起こることが多いといわれている。

こうした虐待は、こどもの体と心を深く傷つけ、体の成長や脳の発達に影響を及ぼしたり、心の傷（トラウマ）が残ったりすることがある。

児童相談所

都道府県、指定都市等が設置する機関で、こどもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。虐待の相談以外にもこどもの福祉に関する様々な相談を受け付けている。

児童手当

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。）を養育している方に支給される。

児童の権利に関する条約

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童についてふえんし、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効した。日本は1994年に批准した。

児童発達支援

児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、障がいのある子どもに対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する。

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童や、父が死亡した児童などを監護している母または養育者に支給される手当。

社会資源

生活困窮者支援におけるニーズを充足するために用いられる、有形無形の資源。制度、機関、人材、資金、技術、知識等の総称。支援員のみが活用するものではなく、本人が活用できるよう支援員は必要な社会資源を調整する役割も求められる。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

出生率

人口千人に対する出生数の割合。

生涯学習

人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられる。

少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。

少子高齢化

出生数が減少し、子どもの割合が低下するとともに、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加すること。

情報モラル

「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」のことであり、その範囲は、「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つこと」、「危険回避など情報を正しく安全に利用できること」、「コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること」など多岐にわたっている。

食育

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

助産師

厚生労働大臣の免許を受けて、助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子。

スクールカウンセラー

臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員の相談・支援を行う。不登校やいじめ、親子関係、学習関連など様々な問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して心のケアや早期の立ち直りを促す。

た行

待機児童

保育の必要性の認定(2号または3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)または特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、利用していないもの。

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される。市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。

地域子育て支援拠点

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組。

地域福祉計画

平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなる。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

策定については、平成30年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正に

より、任意とされていたものが努力義務とされた。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられた。また、上記法改正において、法第 106 条の 3 第 1 項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加された。（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する市町村のみ該当。）

地産地消

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に、他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること。

特定教育・保育施設

施設型給付の支給に係る施設として確認した施設。

な行

乳幼児

「乳児」と「幼児」を合わせた呼び名。「乳児」は、児童福祉法では生後 0 日～満 1 歳未満までの子で、「幼児」は、満 1 歳から小学校就学までの子どもとされている。

乳幼児健康診査

母子保健法では、健康診査について 12 条（義務）と 13 条（任意）に規定している。12 条（義務）により、市町村は「1 歳 6 か月健診」「3 歳児健診」を実施しなければならない。

認可外保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設のことで、「認証保育所」などの地方単独保育事業の施設も対象に含む。

認可保育所

児童福祉法により市町村が設置を届け出た、または社会福祉法人などが都道府県知事等の認可を受けて設置した児童福祉施設であり、市町村が入園の決定、保育料の徴収を行う。

認定区分

「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業」での教育・保育の利用を希望する子どもが、申請して受ける認定の区分のこと。認定には 3 つの区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われる。

- ・ 1 号認定：満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- ・ 2 号認定：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- ・ 3 号認定：3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設。一定の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることが出来る。

は行

ハートブリッジ

橋本市子育て応援課（こども家庭センター）のことで、市民からの公募で決まった愛称。「ハートブリッジ」の愛称には、地域と親と子、それぞれの心（ハート）を結ぶ温かい架け橋（ブリッジ）であってほしいとの思いが込められている。

働き方改革

働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

パブリックコメント

規制の設定または改廃、計画の立案等にあたり、案を公表し、この案に対して国民や市民から提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されていた。現在では、障がいのある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられている。

ひとり親家庭

次の理由により配偶者のいない女性または男性が、20歳未満の子どもを扶養している家庭（母子家庭・父子家庭）。

- ・ 配偶者が死亡（死別）
- ・ 配偶者と離婚（離別）
- ・ 配偶者の生死が不明
- ・ 配偶者から遺棄されている
- ・ 配偶者が心身の障がいにより働けない
- ・ 婚姻によらないで母（父）となった
- ・ 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養が受けられない

ブックスタート

「絵本」と、赤ちゃんと絵本を楽しむ「体験（読み聞かせ）」をセットでプレゼントする活動。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

保育

乳幼児を適切な環境の下で健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、心身が健全に発達するように教育すること。基本的に乳幼児を養護し教育することであり、「養護」と「教育」が一体となった概念を指す。

保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設。

保育標準時間認定

2号認定、3号認定子どものうち、保護者の就労の下限が1週あたり30時間程度の場合の認定名称。1日11時間までの保育利用ができる。

放課後子ども教室

子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等をとおして、子どもたちが地域社会のなかで、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として活動している事業。

放課後児童対策パッケージ

「放課後子ども総合プラン」「新・放課後子ども総合プラン」に続き、放課後児童対策について令和5～6年度に取り組む内容をまとめたもの。放課後児童クラブの受け皿整備等を通して、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図る。

放課後等デイサービス

学齢期の障がいのあるこどもに対し、個々の障がいの状態や発達の状況、障がいの特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援（本人支援）を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援（家族支援）を行う。また、すべてのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢におい

ては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援（移行支援）を行う。さらに、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援（地域支援・地域連携）していく。

保健師

厚生労働大臣の免許を受けて、地区活動や健康教育・保健指導などにより疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域看護の専門家。

母子生活支援施設

児童福祉法第 38 条に基づき、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等からの生活上の相談に応じ、就労支援のほか、各種手当の受給、就業や子どもの修学に関する貸付等ひとり親家庭等の自立と経済的な安定に向けた制度の案内や情報提供を行う。就労支援では、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行う。

母子保健計画

効果的な母子保健対策の推進を図るための市町村計画。健やか親子 21 の趣旨や目標等を踏まえつつ、母子保健をめぐる現状、サービスの現状・課題・目標等を具体的に記載し、当該計画に沿って事業を実施。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する。

幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスまでの子どもの利用料が無料になる。

幼稚園

保護者の就労状況に関わらず満3歳以上の幼児に対して、学校教育法に基づき、小学校以降の教育の基盤を培うための幼児教育を行うことを目的とする学校。

要保護児童

保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関であり、児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされている。

ら行

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階。

療育

障がい児や発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮の下で育成されること。

量の見込み

幼稚園や保育所、延長保育や一時保育、学童クラブなどについて、将来必要となる利用人数を見込むこと。

わ行

ワークショップ

一般的に“体験型セミナー・会議”といわれ、参加者同士で話し合いながら、理解を深めることや、案をつくりあげるための“会議の進め方”を指す。

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

第3期橋本市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発行者：橋本市（編集：こども課）

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

TEL 0736-33-1111（代表） FAX 0736-33-1665

はしもと市

